

令和8年 第2回 飯塚市議会定例会 議案

議案番号	件 名	摘要	ページ
3 1	令和8年度 飯塚市一般会計予算		
3 2	令和8年度 飯塚市国民健康保険特別会計予算		
3 3	令和8年度 飯塚市介護保険特別会計予算		
3 4	令和8年度 飯塚市後期高齢者医療特別会計予算		
3 5	令和8年度 飯塚市小型自動車競走事業特別会計予算		
3 6	令和8年度 飯塚市農業集落排水事業特別会計予算		
3 7	令和8年度 飯塚市地方卸売市場事業特別会計予算		
3 8	令和8年度 飯塚市駐車場事業特別会計予算		
3 9	令和8年度 飯塚市工業用地造成事業特別会計予算		
4 0	令和8年度 飯塚市水道事業会計予算		
4 1	令和8年度 飯塚市工業用水道事業会計予算		
4 2	令和8年度 飯塚市下水道事業会計予算		
4 3	令和8年度 飯塚市立病院事業会計予算		
4 4	飯塚市行政手続条例の一部を改正する条例		5
4 5	飯塚市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例		9

議案番号	件 名	摘要	ページ
4 6	飯塚市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例		2 6
4 7	飯塚市職員の給与に関する条例及び地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例		2 9
4 8	飯塚市職員等旅費条例の一部を改正する条例		3 5
4 9	飯塚市国民健康保険税条例の一部を改正する条例		5 7
5 0	飯塚市適応指導教室条例の一部を改正する条例		7 0
5 1	飯塚市教育職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例		7 3
5 2	飯塚市文化会館条例の一部を改正する条例		8 3
5 3	飯塚市文化財保護条例の一部を改正する条例		9 8
5 4	嘉穂劇場条例		1 0 4
5 5	飯塚市立就学前の子どものための教育・保育施設条例の一部を改正する条例		1 0 9
5 6	飯塚市介護保険条例の一部を改正する条例		1 1 2
5 7	飯塚市筑穂トレーニングルーム条例		1 2 1
5 8	飯塚市農業施設条例の一部を改正する条例		1 2 5
5 9	飯塚市火入れに関する条例の一部を改正する条例		1 2 7
6 0	飯塚市地方卸売市場条例の一部を改正する条例		1 2 9

議案番号	件 名	摘要	ページ
6 1	サンビレッジ茜条例の一部を改正する条例		132
6 2	飯塚市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例		140
6 3	損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解(車両損傷事故)		144
6 4	飯塚市過疎地域持続的発展計画を定めること		146
6 5	福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について		147
6 6	市道路線の認定		151
6 7	専決処分の承認(令和7年度 飯塚市一般会計補正予算(第8号))		155
6 8	監査委員の選任につき議会の同意を求めること		
6 9	教育委員会委員の任命につき議会の同意を求めること		
7 0	公平委員会委員の選任につき議会の同意を求めること		
7 1	人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めること		
7 2	人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めること		
7 3	人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めること		
7 4	人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めること		
報告 第1号	専決処分の報告(交通事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解)		156

飯塚市行政手続条例の一部を改正する条例

飯塚市行政手続条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年2月20日提出

飯塚市長 武 井 政 一

提案理由

行政手続法(平成5年法律第88号)の改正に伴い、関係規定を整備するため、本案を提出するものである。

飯塚市行政手続条例の一部を改正する条例

飯塚市行政手続条例(平成18年飯塚市条例第12号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(聴聞の通知の方式)</p> <p>第15条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 行政庁は、不利益処分の名宛人となるべき者の所在が判明しない場合においては、第1項の規定による通知を、<u>公示の方法</u>によって行うことができる。</p> <p>4 <u>前項の公示の方法による通知は、不利益処分の名宛人となるべき者の氏名、第1項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政</u> <u>庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に</u> <u>交付する旨(以下この項において「公示事項」という。)を規則で</u> <u>定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態</u> <u>に置くとともに、公示事項が記載された書面を当該行政庁の事務</u> <u>所の掲示場に掲示し、又は公示事項を当該事務所に設置した電子</u></p>	<p>(聴聞の通知の方式)</p> <p>第15条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 行政庁は、不利益処分の名宛人となるべき者の所在が判明しない場合においては、第1項の規定による通知を、<u>その者の氏名、</u> <u>同項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号</u> <u>に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を</u> <u>当該行政庁の事務所の掲示場に掲示することによって行うこと</u> <u>ができる。この場合においては、掲示を始めた日から2週間を経</u> <u>過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。</u></p>

計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによって行うものとする。この場合においては、当該措置を開始した日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

(代理人)

第16条 前条第1項の通知を受けた者(同条第4項後段の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。以下「当事者」という。)は、代理人を選任することができる。

2~4 (略)

(続行期日の指定)

第22条 (略)

2 (略)

3 第15条第3項及び第4項の規定は、前項本文の場合において、当事者又は参加人の所在が判明しないときにおける通知の方法について準用する。この場合において、同条第3項及び第4項中「不利益処分の名宛人となるべき者」とあるのは「当事者又は参加人」と、同項中「とき」とあるのは「とき(同一の当事者又は参加人に対する2回目以降の通知にあっては、当該措置を開始した日の翌日)」と読み替えるものとする。

(代理人)

第16条 前条第1項の通知を受けた者(同条第3項後段の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。以下「当事者」という。)は、代理人を選任することができる。

2~4 (略)

(続行期日の指定)

第22条 (略)

2 (略)

3 第15条第3項の規定は、前項本文の場合において、当事者又は参加人の所在が判明しないときにおける通知の方法について準用する。この場合において、同条第3項中「不利益処分の名宛人となるべき者」とあるのは「当事者又は参加人」と、「掲示を始めた日から2週間を経過したとき」とあるのは「掲示を始めた日から2週間を経過したとき(同一の当事者又は参加人に対する2回目以降の通知にあっては、掲示を始めた日の翌日)」と読み替えるものとする。

(聴聞に関する手続の準用)

第29条 第15条第3項及び第4項並びに第16条の規定は、弁明の機会の付与について準用する。この場合において、第15条第3項中「第1項」とあるのは「第28条」と、同条第4項中「第1項第3号及び第4号」とあるのは「第28条第3号」と、第16条第1項中「前条第1項」とあるのは「第28条」と、「同条第4項後段」とあるのは「第29条において準用する第15条第4項後段」と読み替えるものとする。

(聴聞に関する手続の準用)

第29条 第15条第3項及び第16条の規定は、弁明の機会の付与について準用する。この場合において、第15条第3項中「第1項」とあるのは「第28条」と、「同項第3号及び第4号」とあるのは「同条第3号」と、第16条第1項中「前条第1項」とあるのは「第28条」と、「同条第3項後段」とあるのは「第29条において準用する第15条第3項後段」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年5月21日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の飯塚市行政手続条例第15条第3項及び第4項(これらの規定を同条例において準用する場合を含む。)の規定は、この条例の施行の日以後にする通知について適用し、同日前に通知した通知については、なお従前の例による。

飯塚市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を
改正する条例

飯塚市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年2月20日提出

飯塚市長 武井政一

提案理由

地方公共団体情報システムの標準化及び予防接種事務のデジタル化に伴い、関係規定を整備するため、本案を提出するものである。

飯塚市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

飯塚市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年飯塚市条例第37号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(個人番号の利用範囲) 第4条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1機関の欄に掲げる機関が行う同表事務の欄に掲げる事務、別表第2機関の欄に掲げる機関が行う同表事務の欄に掲げる事務、 <u>市長又は教育委員会</u> が行う特定個人番号利用事務 <u>並びに市長又は教育委員会が第4項に規定する住登外者宛名情報を利用して行う法別表の下欄に掲げる事務及び法第9条第1項に規定する準法定事務</u> とする。	(個人番号の利用範囲) 第4条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1機関の欄に掲げる機関が行う同表事務の欄に掲げる事務、別表第2機関の欄に掲げる機関が行う同表事務の欄に掲げる事務 <u>及び市又は教育委員会</u> が行う特定個人番号利用事務とする。
2 (略)	2 (略)
3 <u>市長又は教育委員会</u> は、特定個人番号利用事務を処理するため必要な限度で利用特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該利用特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。	3 <u>市又は教育委員会</u> は、特定個人番号利用事務を処理するため必要な限度で利用特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該利用特定個人情報の提供を受ける場合は、この限りでない。
4 <u>市長又は教育委員会</u> は、法別表の下欄に掲げる事務又は法第9条第1項に規定する準法定事務を処理するために必要な限度で、 <u>市の事務を処理するために利用する情報システムの機能であって</u>	

住登外者(市の住民基本台帳に記録されていない者をいう。以下同じ。)を特定する固有の番号を付番し、管理するもの(以下「住登外者宛名番号管理機能」という。)による住登外者の情報の管理に関する情報(以下「住登外者宛名情報」という。)であって自らが保有するものを利用することができる。

5 (略)

別表第1(第4条関係)

機関	番号	事務
(略)	(略)	(略)
市長	7	飯塚市市営住宅条例(平成18年飯塚市条例第207号)に規定する市営住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの
市長	8	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの
市長	9	予防接種法(昭和23年法律第68号)によらない予防接種(市が費用助成を行うものに限る。)に係る費用の助成に関する事務であって規則で定めるもの
教育委員会	10	就学援助に関する事務であって規則で定めるもの

4 (略)

別表第1(第4条関係)

機関	番号	事務
(略)	(略)	(略)
市長	7	飯塚市市営住宅条例(平成18年飯塚市条例第207号)に規定する市営住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの
教育委員会	8	就学援助に関する事務であって規則で定めるもの

教 育	11	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の 管理に関する事務であって規則で定めるもの
委 員		
会		

別表第2(第4条関係)

機 関	番 号	事 務	特 定 個 人 情 報
市長	1	飯塚市子ども医療費の支給 に関する条例による子ども 医療費の支給に関する事務 であって規則で定めるもの	住民基本台帳法(昭和42 年法律第81号)第7条第4 号に規定する事項(以下 「住民票関係情報」とい う。)、地方税法(昭和25 年法律第226号)その他 の地方税に関する法律 に基づく条例の規定に より算定した税額若し くはその算定の基礎と なる事項に関する情報 (以下「地方税関係情報」とい う。)、児童手当法 (昭和46年法律第73号) による児童手当の支給

別表第2(第4条関係)

機 関	番 号	事 務	特 定 個 人 情 報
市長	1	飯塚市子ども医療費の支給 に関する条例による子ども 医療費の支給に関する事務 であって規則で定めるもの	住民基本台帳法(昭和42 年法律第81号)第7条第4 号に規定する事項(以下 「住民票関係情報」とい う。)、地方税法(昭和25 年法律第226号)その他 の地方税に関する法律 に基づく条例の規定に より算定した税額若し くはその算定の基礎と なる事項に関する情報 (以下「地方税関係情報」とい う。)、児童手当法 (昭和46年法律第73号) による児童手当の支給

		<p>に関する情報(以下「児童手当関係情報」という。)、生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報(以下「生活保護関係情報」という。)、生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置若しくは就労自立給付金の支給に関する情報(以下「外国人生保護関係情報」という。)、<u>国民健康保険法</u>(昭和33年法律第192号)若しくは高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)による医療に関する給付の</p>		<p>に関する情報(以下「児童手当関係情報」という。)、生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報(以下「生活保護関係情報」という。)、生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置若しくは就労自立給付金の支給に関する情報(以下「外国人生保護関係情報」という。)又は<u>国民健康保険法</u>(昭和33年法律第192号)若しくは高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)による医療に関する給</p>
--	--	--	--	---

		支給若しくは保険料の徴収に関する情報(以下「医療保険給付関係情報」という。)又は住登外者宛名情報であって規則で定めるもの		付の支給若しくは保険料の徴収に関する情報(以下「医療保険給付関係情報」という。)であって規則で定めるもの
市長	2	飯塚市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例によるひとり親家庭等医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報、地方税関係情報、生活保護関係情報、外国人生活保護関係情報、医療保険給付関係情報、 <u>児童扶養手当法</u> (昭和36年法律第238号)による児童扶養手当の支給に関する情報(以下「児童扶養手当関係情報」という。)又は住登外者宛名情報であって規則で定めるもの	住民票関係情報、地方税関係情報、生活保護関係情報、外国人生活保護関係情報、医療保険給付関係情報又は <u>児童扶養手当法</u> (昭和36年法律第238号)による児童扶養手当の支給に関する情報(以下「児童扶養手当関係情報」という。)であって規則で定めるもの
市長	3	飯塚市重度障がい者医療費の支給に関する条例による	住民票関係情報、地方税関係情報、生活保護関係	住民票関係情報、地方税関係情報、生活保護関係

<p>重度障がい者医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの</p> <p>情報、外国人生活保護関係情報、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)による知的障害者に関する情報(以下「障がい者関係情報」という。)、医療保険給付関係情報、<u>特別児童扶養手当等</u>の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当の支給に関する</p>	<p>重度障がい者医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの</p> <p>情報、外国人生活保護関係情報、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)による知的障害者に関する情報(以下「障がい者関係情報」という。)、医療保険給付関係情報又は<u>特別児童扶養手当等</u>の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当の支給に関する</p>
--	---

		<p>情報又は住登外者宛名</p> <p>情報であって規則で定めるもの</p>			する情報であって規則で定めるもの
市長	4	<p>私立幼稚園の就園奨励に関する事務であって規則で定めるもの</p> <p>住民票関係情報、地方税関係情報又は住登外者宛名情報であって規則で定めるもの</p>	市長	4	<p>私立幼稚園の就園奨励に関する事務であって規則で定めるもの</p> <p>住民票関係情報又は地方税関係情報であって規則で定めるもの</p>
市長	5	<p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの</p> <p>住民票関係情報、地方税関係情報、生活保護関係情報、外国人生活保護関係情報又は住登外者宛名情報であって規則で定めるもの</p>	市長	5	<p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの</p> <p>住民票関係情報、地方税関係情報、生活保護関係情報又は外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの</p>
市長	6	<p>生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置であって規則で定めるもの</p> <p>住民票関係情報、地方税関係情報、児童手当関係情報、生活保護関係情報、外国人生活保護関係情報、医療保険給付関係情報、障がい者関係情報、児童扶養手当関係情報</p>	市長	6	<p>生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置であって規則で定めるもの</p> <p>住民票関係情報、地方税関係情報、児童手当関係情報、生活保護関係情報、外国人生活保護関係情報、医療保険給付関係情報、障がい者関係情報、児童扶養手当関係情報</p>

報、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)による給付金の支給に関する情報、特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当、障害児福祉手当、特別障害者手当若しくは国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号)附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報、母子保健法(昭和40年法律第141号)による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する情報、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並

報、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)による給付金の支給に関する情報、特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当、障害児福祉手当、特別障害者手当若しくは国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号)附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報、母子保健法(昭和40年法律第141号)による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する情報、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並

	びに永住帰国した中国 残留邦人等及び特定配偶者 の自立の支援に関する法律 (平成6年法律第30号)による 中国残留邦人等支援給付等の支 給に関する情報、介護保 険法(平成9年法律第123 号)による保険給付の支 給、地域支援事業の実施 若しくは保険料の徴収 に関する情報、障がい者 の日常生活及び社会生 活を総合的に支援する ための法律による自立 支援給付の支給若しく は地域生活支援事業の 実施に関する情報、飯塚 市子ども医療費の支給 に関する条例による子		びに永住帰国した中国 残留邦人等及び特定配偶者 の自立の支援に関する法律 (平成6年法律第30号)による 中国残留邦人等支援給付等の支 給に関する情報、介護保 険法(平成9年法律第123 号)による保険給付の支 給、地域支援事業の実施 若しくは保険料の徴収 に関する情報、障がい者 の日常生活及び社会生 活を総合的に支援する ための法律による自立 支援給付の支給若しく は地域生活支援事業の 実施に関する情報、飯塚 市子ども医療費の支給 に関する条例による子
--	---	--	---

		<p>ども医療費の支給に関する情報、飯塚市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例によるひとり親家庭等医療費の支給に関する情報、飯塚市重度障がい者医療費の支給に関する条例による重度障がい者医療費の支給に関する情報、<u>飯塚市市営住宅条例</u>に規定する市営住宅の管理に関する情報又は<u>住登外者宛名情報</u>であつて規則で定めるもの</p>		<p>ども医療費の支給に関する情報、飯塚市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例によるひとり親家庭等医療費の支給に関する情報、飯塚市重度障がい者医療費の支給に関する条例による重度障がい者医療費の支給に関する情報又は<u>飯塚市市営住宅条例</u>に規定する市営住宅の管理に関する情報であつて規則で定めるもの</p>
市長	7	<p>飯塚市市営住宅条例に規定する市営住宅の管理に関する事務であつて規則で定めるもの</p>	<p>住民票関係情報、地方税関係情報、生活保護関係情報、外国人生活保護関係情報、<u>障がい者</u>関係情報又は<u>住登外者宛名情</u></p>	<p>市長</p> <p>7</p> <p>飯塚市市営住宅条例に規定する市営住宅の管理に関する事務であつて規則で定めるもの</p> <p>住民票関係情報、地方税関係情報、生活保護関係情報、外国人生活保護関係情報、<u>障がい者</u>関係情報又は<u>住登外者宛名情</u></p>

		報であって規則で定めるもの			定めるもの
市長	8	児童福祉法(昭和22年法律第164号)による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費若しくは高額障害児通所給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって規則で定めるもの	外国人生活保護関係情報又は住登外者宛名情報であって規則で定めるもの	外国人生活保護関係情報又は住登外者宛名情報であって規則で定めるもの	外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
市長	9	児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	外国人生活保護関係情報又は住登外者宛名情報であって規則で定めるもの	外国人生活保護関係情報又は住登外者宛名情報であって規則で定めるもの	外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
市長	10	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	外国人生活保護関係情報又は住登外者宛名情報であって規則で定めるもの	外国人生活保護関係情報又は住登外者宛名情報であって規則で定めるもの	外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
市長	11	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方	外国人生活保護関係情報又は医療保険給付関係情報	外国人生活保護関係情報又は医療保険給付関係情報	外国人生活保護関係情報であって規則で

		税の賦課徴収に関する事務 であって規則で定めるもの	報であって規則で定めるもの			税の賦課徴収に関する事務 であって規則で定めるもの	定めるもの
市長	12	公営住宅法(昭和26年法律第193号)による公営住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの	外国人生活保護関係情報又は住登外者宛名情報であって規則で定めるもの	市長	12	公営住宅法(昭和26年法律第193号)による公営住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの	外国人生活保護関係情報又は住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
市長	13	住宅地区改良法(昭和35年法律第84号)による改良住宅の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であって規則で定めるもの	外国人生活保護関係情報又は住登外者宛名情報であって規則で定めるもの	市長	13	住宅地区改良法(昭和35年法律第84号)による改良住宅の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であって規則で定めるもの	外国人生活保護関係情報又は住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
市長	14	老人福祉法(昭和38年法律第133号)による福祉の措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報、外国人生活保護関係情報又は住登外者宛名情報であって規則で定めるもの	市長	14	老人福祉法(昭和38年法律第133号)による福祉の措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報又は外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
市長	15	母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者がない者で現に児童を扶養している	外国人生活保護関係情報又は住登外者宛名情報であって規則で定めるもの	市長	15	母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者がない者で現に児童を扶養している	外国人生活保護関係情報又は住登外者宛名情報であって規則で定めるもの

		もの又は寡婦についての便 宜の供与に関する事務であ って規則で定めるもの			もの又は寡婦についての便 宜の供与に関する事務であ って規則で定めるもの		
市長	16	母子及び父子並びに寡婦福 祉法による給付金の支給に 関する事務であって規則で定 めるもの	住民票関係情報又は住 登外者宛名情報であつ て規則で定めるもの	市長	16	母子及び父子並びに寡婦福 祉法による給付金の支給に 関する事務であって規則で定 めるもの	住民票関係情報であつ て規則で定めるもの
市長	17	母子保健法による費用の徵 収に関する事務であって規 則で定めるもの	地方税関係情報、 <u>外国人</u> <u>生活保護関係情報又は</u> <u>住登外者宛名情報であ</u> <u>つて規則で定めるもの</u>	市長	17	母子保健法による費用の徵 収に関する事務であって規 則で定めるもの	地方税関係情報又は外 国人生活保護関係情報 であつて規則で定める もの
市長	18	中国残留邦人等の円滑な帰 国の促進並びに永住帰国し た中国残留邦人等及び特定 配偶者の自立の支援に關する 法律による支援給付等の 支給に関する事務であって 規則で定めるもの	外国人生活保護関係情 報又は住登外者宛名情 報であつて規則で定め るもの	市長	18	中国残留邦人等の円滑な帰 国の促進並びに永住帰国し た中国残留邦人等及び特定 配偶者の自立の支援に關する 法律による支援給付等の 支給に関する事務であって 規則で定めるもの	外国人生活保護関係情 報であつて規則で定め るもの
市長	19	介護保険法による保険給付 の支給、地域支援事業の実施	外国人生活保護関係情 報又は住登外者宛名情 報であつて規則で定め るもの	市長	19	介護保険法による保険給付 の支給、地域支援事業の実施	外国人生活保護関係情 報であつて規則で定め るもの

		又は保険料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの		又は保険料の徴収に関するもの
市長	20	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	外国人生活保護関係情報又は住登外者宛名情報であって規則で定めるもの	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの
市長	21	子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	外国人生活保護関係情報又は住登外者宛名情報であって規則で定めるもの	子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの

市長	22	予防接種法によらない予防接種(市が費用助成を行うものに限る。)に係る費用の助成に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報又は住外者宛名情報であって規則で定めるもの
----	----	---	------------------------------

別表第3(第5条関係)

情報 照 会 機 関	番号	事務	情 報 提 供 機 關	特定個人情報
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
市長	3	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置であって規則で定めるもの	教育委員会	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する情報であって規則で定めるもの
市長	4	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの	教育委員会	住登外者宛名情報であって規則で定めるもの

別表第3(第5条関係)

情報 照 会 機 関	番号	事務	情 報 提 供 機 關	特定個人情報
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
市長	3	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置であって規則で定めるもの	教育委員会	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する情報であって規則で定めるもの

教育5 委員会	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務であって規則で定めるもの	市長	地方税関係情報、生活保護関係情報又は外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの	教育4 委員会	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務であって規則で定めるもの	市長	地方税関係情報、生活保護関係情報又は外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
教育6 委員会	就学援助に関する事務であって規則で定めるもの	市長	住民票関係情報、地方税関係情報、生活保護関係情報又は外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの	教育5 委員会	就学援助に関する事務であって規則で定めるもの	市長	住民票関係情報、地方税関係情報、生活保護関係情報又は外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
教育7 委員会	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの	市長	住登外者宛名情報であって規則で定めるもの				

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第2市長の部21の款の次に1款を加える改正規定は令和8年6月1日から施行する。

飯塚市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例

飯塚市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年2月20日提出

飯塚市長 武 井 政 一

提案理由

飯塚市新産業創出支援事業補助金及び飯塚市販路開拓支援補助金を飯塚市中小企業成長支援補助金に改めることに伴い、当該補助金の交付等に関して調査審議させるため、本案を提出するものである。

飯塚市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例

飯塚市附属機関の設置に関する条例(平成18年飯塚市条例第21号)の一部を次のように改正する。

改正後			改正前		
別表(第2条関係)			別表(第2条関係)		
附属機関の属する執行機関等	附属機関の名称	担任する事務	附属機関の属する執行機関等	附属機関の名称	担任する事務
市長	(略)	(略)	市長	(略)	(略)
	飯塚市企業立地促進審査会	企業立地促進補助金の交付等に関する調査審議すること。		飯塚市企業立地促進審査会	企業立地促進補助金の交付等に関する調査審議すること。
	飯塚市中小企業成長支援補助金審査会	中小企業成長支援補助金の交付等に関する調査審議すること。		飯塚市新産業創出支援事業補助金審査会	新産業創出支援事業補助金の交付等に関する調査審議すること。
	飯塚市中小企業融資制度審議会	中小企業融資制度の運用等に関する調査審議すること。		飯塚市販路開拓支援補助金審査会	販路開拓支援補助金の交付等に関する調査審議すること。
教育委員会	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

企業管理者	(略)	(略)
-------	-----	-----

企業管理者	(略)	(略)
-------	-----	-----

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

飯塚市職員の給与に関する条例及び地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例

飯塚市職員の給与に関する条例及び地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年2月20日提出

飯塚市長 武井政一

提案理由

国家公務員の一般職の職員の給与に関する法律等の一部改正に伴い、本市条例の一部を改正するため、本案を提出するものである。

飯塚市職員の給与に関する条例及び地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例
(飯塚市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 飯塚市職員の給与に関する条例(平成18年飯塚市条例第45号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(通勤手当)</p> <p>第16条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。</p> <p>(1) 通勤(職員が勤務のため当該職員の住居と在勤庁との間を往復することをいう。以下本条において同じ。)のため交通機関又は有料の道路(以下この条において「交通機関等」という。)を利用してその運賃又は料金(以下この項及び次項において「運賃等」という。)を負担することを常例とする職員(交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離(職員の住居から在勤庁までに至る経路のうち、一般に利用し得る最短の経路の長さによるものとする。以下本項において同じ。)が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。)</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p>	<p>(通勤手当)</p> <p>第16条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。</p> <p>(1) 通勤(職員が勤務のため当該職員の住居と在勤庁との間を往復することをいう。以下本条において同じ。)のため交通機関又は有料の道路(以下この項から第3項までにおいて「交通機関等」という。)を利用してその運賃又は料金(以下この項及び次項において「運賃等」という。)を負担することを常例とする職員(交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離(職員の住居から在勤庁までに至る経路のうち、一般に利用し得る最短の経路の長さによるものとする。以下本項において同じ。)が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。)</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p>

(1) (略)

(2) 前項第2号に掲げる職員 支給単位期間につき、6万6,400円を超えない範囲内で自動車等の使用距離の区分に応じて規則で定める額(定年前再任用短時間勤務職員及び育児短時間勤務職員等のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあっては、その額からその額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額)

(1) (略)

(2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額(定年前再任用短時間勤務職員及び育児短時間勤務職員等のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあっては、その額からその額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額)

ア 自動車等の使用距離(以下この号において「使用距離」という。)が片道5キロメートル未満である職員 2,000円

イ 使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である職員 4,200円

ウ 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員 7,300円

エ 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員 10,400円

オ 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員 13,500円

カ 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員 16,600円

キ 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満

	<p>である職員 <u>19,700円</u></p> <p>ク <u>使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満</u> <u>である職員 22,800円</u></p> <p>ケ <u>使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満</u> <u>である職員 25,900円</u></p> <p>コ <u>使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満</u> <u>である職員 29,100円</u></p> <p>サ <u>使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満</u> <u>である職員 32,300円</u></p> <p>シ <u>使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満</u> <u>である職員 35,500円</u></p> <p>ス <u>使用距離が片道60キロメートル以上である職員 38,700円</u></p>
(3) (略)	
3 (略)	
4 通勤手当は、支給単位期間(規則で定める通勤手当にあっては、規則で定める期間)に係る最初の月(<u>当該月に通勤手当を支給することが困難な場合として規則で定める場合にあっては、その翌月</u>)の規則で定める日に支給する。	
5~7 (略)	5~7 (略)

(地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例)

第2条 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例(令和4年飯塚市条例第25号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>附 則</p> <p>(飯塚市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)</p> <p>第5条 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、飯塚市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の規定を適用する。</p> <p>(飯塚市職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、飯塚市職員の給与に関する条例第16条第2項及び第19条第2項の規定を適用する。</p> <p>5 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、<u>飯塚市職員の給与に関する条例</u>第26条第3項の規定を適用する。</p>	<p>附 則</p> <p>(飯塚市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)</p> <p>第5条 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、<u>第6条の規定による改正後の飯塚市職員の勤務時間、休暇等に関する条例</u>の規定を適用する。</p> <p>(飯塚市職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、<u>第9条の規定による改正後の飯塚市職員の給与に関する条例</u>(以下「<u>新給与条例</u>」という。)第16条第2項及び第19条第2項の規定を適用する。</p> <p>5 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、<u>新給与条例</u>第26条第3項の規定を適用する。</p>

6 飯塚市職員の給与に関する条例第29条第1項の職員に暫定再任用職員が含まれる場合における勤勉手当の額の同条第2項各号に掲げる職員の区分ごとの総額の算定に係る同項の規定の適用については、同項第1号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)附則第4条第1項若しくは第2項、第5条第1項若しくは第3項、第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員(次号において「暫定再任用職員」という。)」と、同項第2号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員」とする。

7 (略)

8 飯塚市職員の給与に関する条例附則第19項から第26項までの規定は、令和3年改正法附則第3条第5項又は第6項の規定により勤務している職員には適用しない。

6 新給与条例第29条第1項の職員に暫定再任用職員が含まれる場合における勤勉手当の額の同条第2項各号に掲げる職員の区分ごとの総額の算定に係る同項の規定の適用については、同項第1号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)附則第4条第1項若しくは第2項、第5条第1項若しくは第3項、第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員(次号において「暫定再任用職員」という。)」と、同項第2号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員」とする。

7 (略)

8 新給与条例附則第19項から第26項までの規定は、令和3年改正法附則第3条第5項又は第6項の規定により勤務している職員には適用しない。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

飯塚市職員等旅費条例の一部を改正する条例

飯塚市職員等旅費条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年2月20日提出

飯塚市長 武井政一

提案理由

国家公務員の旅費に関する法律(昭和25年法律第114号)が改正されたことに伴い、これを参考に本市職員の旅費支給に関する条例を改正するため、本案を提出するものである。

飯塚市職員等旅費条例の一部を改正する条例

飯塚市職員等旅費条例(平成18年飯塚市条例第48号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 赴任 <u>新たに採用された職員のうち、市の要請により国家公務員若しくは他の地方公共団体の職員から引き続いて職員となった者その他規則で定める者がその採用に伴う移転のため住所若しくは居所から在勤公署に旅行し、又は転任(同一都道府県の区域内における転任(規則で定めるものを除く。)を除く。)を命じられた職員がその転任に伴う移転のため旧在勤公署から新在勤公署に旅行することをいう。</u></p>	<p><u>目次</u></p> <p><u>第1章 総則(第1条—第12条)</u></p> <p><u>第2章 旅費(第13条—第27条)</u></p> <p><u>第3章 雜則(第28条—第30条)</u></p> <p><u>附則</u></p> <p><u>第1章 総則</u></p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 赴任 <u>特別な事由により、新たに採用又は転任を命ぜられた職員が、その採用又は転任に伴う移転のため、住所又は居所から新たな在勤地に旅行することをいう。</u></p>

(4) 家族 職員の配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で職員と生計を一にするものをいう。

(5) (略)

(6) 旅行役務提供者 旅行業者(旅行業法(昭和27年法律第239号)第6条の4第1項に規定する旅行業者をいう。)その他規則で定める者(以下「旅行業者等」という。)であって、市と旅行役務提供契約(旅行業者等が市に対して旅行に係る役務その他規則で定めるものを旅行者に提供することを約し、かつ、市が当該旅行業者等に対して当該旅行に係る旅費に相当する金額を支払うことを約する契約をいう。次条第7項において同じ。)を締結したものをいう。

2 この条例において「これらに相当する職務の者(以下「これらの相当職」という。)」という場合には「これらと同等の旅費を支給することを適當とするような職務にある者で規則に定めるもの」をいうものとする。

(旅費の支給)

(4) 扶養親族 職員の配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で主として職員の収入によって生計を維持しているものをいう。

(5) (略)

2 この条例において「これらに相当する職務の者(以下「これらの相当職」という。)」という場合には「これらと同等の旅費を支給することを適當とするような職務にある者で別表第1に掲げるもの」をいうものとする。

3 この条例において「何々地」という場合には、市町村の存する地域(都については特別区の存する全地域)をいう。

(旅費の支給)

第3条 職員が出張又は赴任した場合には、当該職員に対し旅費を支給する。

2 職員又はその遺族が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に掲げる者に対し、旅費を支給する。

(1) 職員が出張又は赴任のための旅行中に退職、免職(罷免を含む。)、失職又は休職(以下「退職等」という。)になった場合(当該退職等に伴う旅費を必要としない場合を除く。)には、当該職員

(2) 職員が出張又は赴任のための旅行中に死亡した場合には、当該職員の遺族

3・4 (略)

5 第1項、第2項及び前項の規定により、旅費の支給を受けることができる者が、その出発前に旅行命令又は旅行依頼(以下「旅行命令等」という。)を変更(取消しを含む。以下同じ。)され、又は死亡した場合において、当該旅行のため既に支出した金額があるときは、当該金額のうちその者の損失となる金額又は支出を要する金額で規則で定めるものを旅費として支給することができる。

6 第1項、第2項及び第4項の規定により、旅費の支給を受けることができる者が、旅行中天災その他規則で定める事情により、概算

第3条 職員が出張した場合には、当該職員に対し旅費を支給する。

2 職員又はその遺族が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に掲げる者に対し、旅費を支給する。

(1) 職員が出張のための旅行中に退職、免職(罷免を含む。)、失職又は休職(以下「退職等」という。)になった場合(当該退職等に伴う旅費を必要としない場合を除く。)には、当該職員

(2) 職員が出張のための旅行中に死亡した場合には、当該職員の遺族

3・4 (略)

5 第1項、第2項及び前項の規定により、旅費の支給を受けることができる者が、その出発前に旅行命令又は旅行依頼(以下「旅行命令等」という。)を変更(取消しを含む。以下同じ。)され、又は死亡した場合において、当該旅行のため既に支出した金額があるときは、当該金額のうちその者の損失となった金額で規則で定めるものを旅費として支給することができる。

6 第1項、第2項及び第4項の規定により、旅費の支給を受けることができる者が、旅行中交通機関等の事故又は天災その他やむを得

払を受けた旅費額(概算払を受けなかった場合には、概算払を受けることができた旅費額に相当する額)の全部又は一部を喪失した場合には、その喪失した旅費額の範囲内で規則で定める金額を旅費として支給することができる。

7 第1項、第2項、第4項及び第5項に規定する場合において、市が
旅行役務提供契約に基づき旅行役務提供者に支払うべき金額があるときは、これらの項に規定する者に対する旅費の支給に代えて、当該旅行役務提供者に対し、当該金額を旅費に相当するものとして支払うことができる。

(旅行命令等)

第4条 (略)

2 (略)

3 旅行命令権者は、既に発した旅行命令等を変更する必要があることを認める場合で前項の規定に該当する場合には、自ら又は次条第1項若しくは第2項の規定による旅行者の申請に基づき、その変更をすることができる。

4 旅行命令権者は、旅行命令等を発し、又はその変更をするには、旅行命令書又は旅行依頼書(以下「旅行命令書等」という。)に当該旅行に關し必要な事項を記載し、これを当該旅行者に通知しなければならない。ただし、これを通知するいとまがない場合には、

ない事情により、概算払を受けた旅費額(概算払を受けなかった場合には、概算払を受けることができた旅費額に相当する額)の全部又は一部を喪失した場合には、その喪失した旅費額の範囲内で規則で定める金額を旅費として支給することができる。

(旅行命令等)

第4条 (略)

2 (略)

3 旅行命令権者は、既に発した旅行命令等を変更(取消しを含む。以下同じ。)する必要があることを認める場合で前項の規定に該当する場合には、自ら又は次条第1項若しくは第2項の規定による旅行者の申請に基づき、これを変更することができる。

4 旅行命令権者は、旅行命令等を発し、又はこれを変更するには、旅行命令書又は旅行依頼書(以下「旅行命令書等」という。)に当該旅行に關し必要な事項を記載し、これを当該旅行者に提示して行わなければならぬ。ただし、これを提示するいとまがない場

口頭により旅行命令等を発し、又はこれを変更することができる。

5 旅行命令権者は、口頭により旅行命令等を発し、又はその変更をした場合にはできるだけ速やかに旅行命令書等に前項に定める事項を記載し、これを当該旅行者に提示しなければならない。

6 (略)

(旅行命令等に従わない旅行)

第5条 旅行者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により旅行命令等(前条第3項の規定により変更を受けた旅行命令等を含む。以下この条において同じ。)に従って旅行することができない場合には、あらかじめ旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。

2・3 (略)

(旅費の種類)

第6条 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、転居費、着後滞在費及び家族移転費とする。

2 鉄道賃は、鉄道を利用する移動に要する費用とし、その額は、運賃その他の規則で定める費用の額の合計額とする。

3 船賃は、船舶を利用する移動に要する費用とし、その額は、運

合には、口頭により旅行命令等を発し、又はこれを変更することができる。

5 旅行命令権者は、口頭により旅行命令等を発し、又は変更した場合にはできるだけ速やかに旅行命令書等に当該旅行に関する事項を記載し、これを当該旅行者に提示しなければならない。

6 (略)

(旅行命令等に従わない旅行)

第5条 旅行者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により旅行命令等(前条第3項の規定により変更された旅行命令等を含む。以下この条において同じ。)に従って旅行することができない場合には、あらかじめ旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。

2・3 (略)

(旅費の種類)

第6条 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料、食卓料、移転料、着後手当及び扶養親族移転料とする。

2 鉄道賃は、鉄道旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。

3 船賃は、水路旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給

賃その他の規則で定める費用の額の合計額とする。

- 4 航空賃は、航空機を利用する移動に要する費用とし、その額は、運賃その他の規則で定める費用の額の合計額とする。
- 5 その他の交通費は、鉄道、船舶及び航空機以外を利用する移動に要する費用とし、路程に応じ実費額により支給する。
- 6 宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は、地域の実情及び旅行者の職務を勘案して規則で定める額(次項において「宿泊費基準額」という。)とする。ただし、当該宿泊に係る特別な事情がある場合として規則で定める場合は、当該宿泊に要する費用の額とする。
- 7 包括宿泊費は、移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用とし、その額は、当該移動に係る第2項から第5項までの規定による交通費の額及び当該宿泊に係る宿泊費基準額の合計額とする。
- 8 宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用とし、その額は、通常要する費用の額を勘案して規則で定める一夜当たりの定額とする。
- 9 転居費は、赴任に伴う転居に要する費用とし、その額は、転居の実態を勘案して規則で定める方法により算定される額とする。
- 10 着後滞在費は、赴任に伴う転居に必要な滞在に係る費用とし、

する。

- 4 航空賃は、航空旅行について、路程に応じ旅客運賃により支給する。
- 5 車賃は、陸路(鉄道を除く。以下同じ。)旅行について、路程に応じ実費額により支給する。
- 6 日当は、旅行中の日数に応じ1日当たりの定額により支給する。
- 7 宿泊料は、旅行中の夜数に応じ1夜当たりの定額により支給する。
- 8 食卓料は、水路旅行及び航空旅行中の夜数に応じ1夜当たりの定額により支給する。
- 9 移転料は、赴任に伴う住所又は居所の移転について、路程等に応じ定額により支給する。
- 10 着後手当は、赴任に伴う住所又は居所の移転について、定額に

規則で定める額とする。

11 家族移転費は、赴任に伴う家族の移転に要する費用とし、規則で定める額とする。

(旅費の計算)

第7条 旅費は、旅行に要する実費を弁償するための費用とし、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により、最も経済的な通常の経路又は方法によって旅行し難い場合には、その現によった経路及び方法によって計算する。

(旅費の上限額)

第9条 鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費に係る旅費の支給額は、第6条第2項から第5項までに掲げる各費用について、当該各項及び前条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各費用ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

2 宿泊費、包括宿泊費、転居費、着後滞在費(宿泊手当に相当する部分を除く。)及び家族移転費(宿泊手当に相当する部分を除く。)に係る旅費の支給額は、第6条第6項、第7項、第9項、第10項及び

より支給する。

11 扶養親族移転料は、赴任に伴う扶養親族の移転について、支給する。

12 第23条に規定する旅行については、第1項に掲げる旅費に代え、特定旅費を旅費として支給する。

(旅費の計算)

第7条 旅費は、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により、最も経済的な通常の経路又は方法によって旅行し難い場合には、その現によった経路及び方法によって計算する。

第9条 旅行者が同一地域(第2条第3項に規定する地域区分による地域をいう。以下同じ。)に滞在する場合における日当及び宿泊料は、その地域に到着した日の翌日から起算して滞在日数20日を超える場合には、その超える日数について定額の3割に相当する額をそれぞれの定額から減じた額による。

2 同一地域に滞在中一時他の地に出張した日数は、前項の滞在日数から除算する。

第11項並びに前条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各種目ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

(旅費の請求手続)

第10条 旅費(概算払に係る旅費を含む。)の支給を受けようとする旅行者及び概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者でその精算をしようとするもの並びに旅費に相当する金額の支払を受けようとする旅行役務提供者は、所定の請求書(当該請求書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下この条において同じ。)に必要な資料を添えてこれを当該旅費の支払をする者(以下「支払担当者等」という。)に提出しなければならない。この場合において必要な資料の全部又は一部を提出しなかった者は、その請求に係る旅費又は旅費に相当する金額のうちその資料を提出しなかったため、その旅費又は旅費に相当する金額の必要が明らかにされなかった部分の金額の支給を受けることができない。

2 (略)

第10条 鉄道旅行、水路旅行、陸路旅行又は航空旅行中における年度の経過、職階の変更等のため鉄道賃、船賃、航空賃又は車賃を区分して計算する必要がある場合には、最初の目的地に到着するまでの分及びその後の分に区分して計算する。

(旅費の請求手続)

第11条 旅費(概算払に係る旅費を含む。)の支給を受けようとする旅行者及び概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者でその精算をしようとするものは、所定の請求書に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。この場合において、必要な添付書類の全部又は一部を提出しなかった者は、その請求に係る旅費額のうちその書類を提出しなかったため、その旅費の必要が明らかにされなかった部分の金額の支給を受けることができない。

2 (略)

- 3 支払担当者等は、前項の規定による精算の結果、過払金があった場合には、当該旅行者に対し速やかに返納の告知をし、告知の日の翌日から起算して2週間以内に当該過払金を返納させなければならない。
- 4 支払担当者等は、その支出し、又は支払った概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者が第2項に規定する期間内に旅費の精算をしなかった場合又は前項に規定する期間内に過払金を返納しなかった場合には、当該支払担当者等がその後において、その者に対し支出し、又は支払う給与又は旅費の額から当該概算払に係る旅費額又は当該過払金に相当する金額を差し引かなければならない。

(証人等の旅費)

第11条 (略)

- 3 市長は、前項の規定による精算の結果、過払金があった場合には、当該旅行者に対し速やかに返納の告知をし、告知の日の翌日から起算して2週間以内に当該過払金を返納させなければならない。
- 4 市長は、その支出し、又は支払った概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者が第2項に規定する期間内に旅費の精算をしなかった場合又は前項に規定する期間内に過払金を返納しなかった場合には、市長がその後において、その者に対し支出し、又は支払う給与又は旅費の額から当該概算払に係る旅費額又は当該過払金に相当する金額を差し引かなければならない。

(証人等の旅費)

第12条 (略)

第2章 旅費

(鉄道賃)

第13条 鉄道賃の額は、次に掲げる旅客運賃(以下この条において「運賃」という。)及び急行料金(普通急行料金及び特別急行料金をいう。以下この条において同じ。)による。

(1) 乗車に要する運賃

(2) 急行料金を徴する線路による旅行の場合には、前号に規定

する運賃のほか、急行料金

2 前項第2号に規定する急行料金は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り支給する。

(1) 特別急行列車を運行する線路による旅行で有効区間片道100キロメートル以上のとき。

(2) 普通急行列車又は準急行列車を運行する線路による旅行で有効区間片道50キロメートル以上のとき。

(3) 超特別急行列車、普通特別急行列車を利用する場合及び前2号に該当しない旅行において、特別の事由により旅行命令権者が当該急行列車に乗車することを命令し、又は依頼したとき。

3 第1項の規定にかかわらず、福岡県内の旅行の場合の鉄道賃の額は、普通旅客運賃により計算した額とする。

(船賃)

第14条 船賃の額は、次に規定する旅客運賃(はしけ賃及び桟橋賃を含む。以下この条において「運賃」という。)及び寝台料金による。

(1) 運賃の等級を3階級に区分する船舶による旅行の場合は、次に定める運賃

ア 特別職の職員については、上級の運賃

イ 一般職の職員については、下級の運賃

(2) 運賃の等級を2階級に区分する船舶による旅行の場合は、次に定める運賃

ア 特別職の職員については、上級の運賃

イ 一般職の職員については、下級の運賃

(3) 運賃の等級を設けない船舶による旅行の場合には、その乗船に要する運賃

(4) 公務上の必要により別に寝台料金を必要とした場合には、前3号に規定する運賃のほか、現に支払った寝台料金

2 前項第1号又は第2号の規定に該当する場合において、同一階級の運賃を更に2以上に区分する船舶による旅行の場合には、当該各号の運賃は、同一階級内の最上級の運賃による。

(航空賃)

第15条 航空賃の額は、現に支払った旅客運賃による。

(車賃)

第16条 車賃の額は、交通機関等の実費額とする。

2 車賃は、全路程を通算して計算する。ただし、第10条の規定により区分計算する場合には、その区分された路程ごとに通算して計算する。

3 前項の規定により通算した路程に1キロメートル未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。

(日当)

第17条 日当の額は、別表第1の定額による。

2 前項の規定にかかわらず、県内への旅行及び公用車を使用した旅行の場合の日当は、支給しない。

(宿泊料)

第18条 宿泊料の額は、別表第1の定額による。

2 宿泊料は、水路旅行及び航空旅行については、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により上陸又は着陸して宿泊した場合に限り、支給する。

(食卓料)

第19条 食卓料の額は、別表第1の定額による。

2 食卓料は、船賃若しくは航空賃の外に別に食費を要する場合又は船賃若しくは航空賃を要しないが食費を要する場合に限り、支給する。

(移転料)

第20条 移転料は、次の各号に規定する額による。

(1) 赴任の際扶養親族を移転する場合には、旧在勤地から新在勤地までの路程に応じ別表第2の定額による額

(2) 赴任の際扶養親族を移転しない場合には、前号に規定する額の2分の1に相当する額

(3) 赴任の際扶養親族を移転しないが赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に扶養親族を移転する場合には、前号に規定する額に相当する額(赴任の後扶養親族を移転するまでの間に更に赴任があった場合には、各赴任について支給することができる前号に規定する額に相当する額の合計額)

- 2 前項第3号の場合において、扶養親族を移転した際における移転料の定額が職員が赴任した際の移転料の定額と異なるときは、同号の額は、扶養親族を移転した際における移転料の定額を基礎として計算する。
- 3 旅行命令権者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、第1項第3号に規定する期間を延長することができる。

(着後手当)

第21条 着後手当の額は、別表第1の日当定額の5日分及び宿泊料定額の5夜分に相当する額による。

- 2 次に掲げる場合には、着後手当(扶養親族移転料のうち着後手当に相当する部分を含む。)は支給しない。
 - (1) 県内における移転の場合
 - (2) 旅行者が、新在勤地に到着後直ちに自宅その他公舎等に類するものに入居する場合

(扶養親族移転料)

第22条 扶養親族移転料の額は、次の各号に規定する額による。

(1) 赴任の際扶養親族を旧在勤地から新在勤地まで随伴する場合には、赴任を命ぜられた日における扶養親族1人ごとに、その移転の際における年齢に従い、次に規定する額の合計額

ア 12歳以上の者については、その移転の際における職員相当の鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃の全額並びに日当、宿泊料、食卓料及び着後手当の3分の2に相当する額

イ 12歳未満6歳以上の者については、アに規定する額の2分の1に相当する額

ウ 6歳未満の者については、その移転の際における職員相当の日当、宿泊料、食卓料及び着後手当の3分の1に相当する額。ただし、6歳未満の者を3人以上随伴するときは、2人を超える者ごとにその移転の際における職員相当の鉄道賃及び船賃の2分の1に相当する金額を加算する。

(2) 前号の規定に該当する場合を除くほか、第20条第1項第1号又は第3号の規定に該当する場合には、扶養親族の旧居住地から新居住地までの旅行について前号の規定に準じて計算した額。ただし、前号の規定により支給することができる額に相当する額(赴任の後扶養親族を移転するまでの間に更に赴任があ

った場合には、各赴任について前号の規定により支給すること
ができる額に相当する額の合計額)を超えることができない。

(3) 第1号アからウまでの規定により日当、宿泊料、食卓料及び
着後手当の額を計算する場合において、当該旅費の額に1円未
満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

2 職員が赴任を命ぜられた日において胎児であった子を移転する
場合においては、扶養親族移転料の額の計算については、その子
を赴任を命ぜられた日における扶養親族とみなして、前項の規定
を適用する。

(特定旅費)

第23条 次の各号に掲げる旅行については、第6条に定める旅費に
代え、当該各号に定めるものを支給する。

(1) 市内の旅行で乗合自動車を利用する場合 運賃実費額又は
乗車券

(2) 隣接市町内の旅行(公用車を使用する場合を除く。) 運賃
実費額

(3) 研修(次号に掲げるものを除く。)、講習、訓練その他これ
に類する目的のための旅行(宿泊施設を有する場合に限る。)
鉄道賃、船賃、航空賃、車賃及び宿泊料(食費を含む。)の実費
に当該旅行の期間(往復に要する日数を除く。)の日当の8割を

加算した額

(4) 福岡県市町村職員研修所が行う研修を目的とする旅行 研修等に要する経費相当額を基準として規則で定める額

(5) 公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により職員の所有する私用車を公用に使用する旅行(県内の旅行に限る。)

路程に応じ、自動車の場合は1キロメートル当たり37円、自動2輪車(原動機付自転車を含む。)の場合は1キロメートル当たり15円

(市外の同一地域内の旅行の旅費)

第24条 市外の同一地域内における旅行については、鉄道賃、船賃及び車賃は、支給しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該各号に規定する額の旅費を支給する。

(1) 鉄道100キロメートル、水路50キロメートル又は陸路25キロメートル以上の旅行の場合には、第13条、第14条及び第16条の規定による額の鉄道賃、船賃又は車賃

(2) 前号の規定に該当する場合を除くほか、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により特に多額の鉄道賃、船賃又は車賃を要する場合で、その実費額当該旅行について支給される日当額を超える場合には、その超える部分の金額に相当する額の鉄道賃、船賃又は車賃

(外国旅行の場合の旅費)

第12条 職員が外国に旅行する場合の旅費の支給については、国家公務員等の旅費に関する法律(昭和25年法律第114号)の外国旅行に関する規定を準用する。この場合において、国家公務員の職務の級の区分に相当する職員の職務の区分については、規則で定める。

(退職者等の旅費)

第13条 第3条第2項第1号の規定により支給する旅費は、退職等の日の翌日から3月以内における当該退職等に伴う旅行について、出張又は赴任の例に準じて規則で定めるものとする。

(遺族の旅費)

第14条 第3条第2項第2号の規定により支給する旅費は、出張又は赴任の例に準じて規則で定めるものとする。

(外国旅行の場合の旅費)

第25条 職員が外国に旅行する場合の旅費の支給については、国家公務員等の旅費に関する法律(昭和25年法律第114号)の外国旅行に関する規定を準用する。この場合において、国家公務員の職務の級の区分に相当する職員の職務の区分については、別表第1のとおりとする。

(退職者等の旅費)

第26条 第3条第2項第1号の規定により職員が出張中に退職等となった場合に支給する旅費は、次に規定する旅費とする。

(1) 退職等となった日にいた地から退職等の命令の通達を受け、又はその原因となった事実の発生を知った日(以下「退職等を知った日」という。)にいた地までの前職務相当の旅費

(2) 退職等を知った日の翌日から3月以内に出発して当該退職等に伴う旅行をした場合に限り、出張の例に準じて計算した退職等を知った日にいた地から本市までの前職務相当の旅費

(遺族の旅費)

第27条 第3条第2項第2号の規定により支給する旅費は、職員の死亡地から本市までの往復に要する前職務相当の旅費とする。

2 遺族が前項に規定する旅費の支給を受ける順位は、第2条第1項第3号に掲げる順序により、同順位者がある場合には、年長者を

(旅費の調整)

第15条 任命権者は、旅行者が市以外の者から旅費の支給を受ける場合その他当該旅行における特別の事情により、又は当該旅行の性質上この条例の規定による旅費を支給した場合には、不當に旅行の実費を超えた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合においては、その実費を超えることとなる部分の旅費又は必要としない部分の旅費を支給しないことができる。

2 (略)

(旅費の返納)

第16条 支払担当者等は、旅行者又は旅行役務提供者がこの条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給又は旅費に相当する金額の支払を受けた場合には、当該旅費又は当該金額を返納させなければならない。

2 旅行者がこの条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給を受けた場合には、支払担当者等は、前項に規定する返納に代えて、その後においてその者に対し支出し、又は支払う給与又は旅費の額から、当該旅費に相当する金額を差し引くことができる。

先にする。

第3章 雜則

(旅費の調整)

第28条 旅行命令権者は、旅行者が公用の交通機関等を利用して旅行した場合その他当該旅行における特別の事情により、又は当該旅行の性質上この条例の規定による旅費を支給した場合には、不當に旅行の実費を超えた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合においては、その実費を超えることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しない。

2 (略)

3 前項に規定する給与の種類は、規則で定める。

(旅費の特例)

第17条 (略)

(委任)

第18条 (略)

(旅費の特例)

第29条 (略)

(委任)

第30条 (略)

別表第1(第2条、第17条、第18条、第19条、第25条関係)

区分	左の相当職	食卓料	日当	宿泊料	国家公務員等の旅費に関する法律の職務区分
市長	議長	1夜当た り 2,200	3,000	甲地 円 14,800円	指定職の職務にある者
副市長	副議長			乙地 13,300円	
地方公営企業事業管理者	議員	円			
教育長					
その他の一般職員(飯塚市特別職の職員で非常勤の者)	飯塚市特別職の職員で非常勤の者	1夜当た り 2,200	2,200	甲地 円 10,900円	6級以下3級以上の職務にある者
市職員定数	ものの報酬及び	円	乙地 9,800円		
条例(平成18年費用弁償に関する条例)	費用弁償に関する条例				

年飯塚市条	る条例(平成18
例第22号)の	年飯塚市条例第
適用を受け	39号)別表に掲
る者をい	げる者及び飯塚
う。)	市職員の給与に
	関する条例(平
	成18年飯塚市条
	例第45号)第32
	条の適用を受け
	る者

備考

- 1 甲地とは、東京都(特別区の地域に限る。)及び政令指定都市の地域をいい、乙地とは、その他の地域をいう。
- 2 飯塚市証人等の実費弁償に関する条例(平成18年飯塚市条例第40号)の適用を受ける者については、その他の一般職員の例により日当を支給する。

別表第2(第20条関係)

移転料

路程50km	路程50km	路程100km	路程300km	路程500km	路程1,000km以上
未満	以上100km	以上300km	以上500km	以上1,000km	以上

	未満	未満	未満	km未満	
	107,000円	123,000円	152,000円	187,000円	248,000円

附 則

(施行期日)

- この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(飯塚市証人等の実費弁償に関する条例の一部改正)

- 飯塚市証人等の実費弁償に関する条例(平成18年飯塚市条例第40号)の一部を次のように改正する。

第3条中「飯塚市職員等旅費条例(平成18年飯塚市条例第48号)別表第1に定める日当の額」を「日額2,200円」に改め、同条後段中「同条例第19条第2号に規定する」を削り、「ときは」の次に「、当該実費弁償に」を加え、「同」を「飯塚市職員等旅費」に改め、「条例」の次に「(平成18年飯塚市条例第48号)」を加え、「(日当を除く。)」を削り、「を」の次に「加えて」を加える。

(飯塚市会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例の一部改正)

- 飯塚市会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例(令和元年飯塚市条例第21号)の一部を次のように改正する。

第13条第3項中「第11条」を「第10条」に改める。

(経過措置)

- 改正後の飯塚市職員等旅費条例の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

飯塚市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

飯塚市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年2月20日提出

飯塚市長 武井政一

提案理由

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律(令和6年法律第47号)の公布に伴い、国民健康保険税額に子ども・子育て支援納付金課税額を追加するとともに、関係規定を整備するため、本案を提出するものである。

飯塚市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

飯塚市国民健康保険税条例(平成18年飯塚市条例第51号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(課税額)</p> <p>第3条 前条の者に対して課する保険税の課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した次に掲げる額の合算額とする。</p> <p>(1) 基礎課税額(保険税のうち、国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険法(昭和33年法律第192号)の規定による国民健康保険事業費納付金(以下この条において「国民健康保険事業費納付金」という。)の納付に要する費用のうち、福岡県の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)の規定による後期高齢者支援金等(以下この条において「後期高齢者支援金等」という。)、<u>介護保険法(平成9年法律第123号)</u>の規定による納付金(以下この条において「介護納付金」という。)及び<u>子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)</u>の規定による<u>子ども・子育て支援納付金</u>(以下この条において「子ども・子育て支援納付金」という。)の納付に要する費用に充てる部分を除く。)に充てるための保</p>	<p>(課税額)</p> <p>第3条 前条の者に対して課する保険税の課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した次に掲げる額の合算額とする。</p> <p>(1) 基礎課税額(保険税のうち、国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険法(昭和33年法律第192号)の規定による国民健康保険事業費納付金(以下この条において「国民健康保険事業費納付金」という。)の納付に要する費用のうち、福岡県の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)の規定による後期高齢者支援金等(以下この条において「後期高齢者支援金等」という。)及び<u>介護保険法(平成9年法律第123号)</u>の規定による納付金(以下この条において「介護納付金」という。)の納付に要する費用に充てる部分を除く。)に充てるための保険税の課税額をいう。以下同じ。)</p>

険税の課税額をいう。以下同じ。)

(2)・(3) (略)

(4) 子ども・子育て支援納付金課税額(国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(福岡県の国民健康保険に関する特別会計において負担する子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。)に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。)

2~4 (略)

5 第1項第4号の子ども・子育て支援納付金課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額に、当該世帯に属する18歳以上被保険者(法第703条の4第30項に規定する18歳以上被保険者をいう。以下同じ。)につき算定した18歳以上被保険者均等割額を加算した額とする。

(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額)

第10条の3 第3条第5項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に100分の0.27を乗じて算定する。

(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額)

(2)・(3) (略)

2~4 (略)

第10条の4 第3条第5項の被保険者均等割額は、被保険者1人について1,025円とする。

(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額)

第10条の5 第3条第5項の18歳以上被保険者均等割額は、18歳以上被保険者1人について57円とする。

(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額)

第10条の6 第3条第5項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1,019円
- (2) 特定世帯 509円
- (3) 特定継続世帯 764円

附 則

(上場株式等に係る配当所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

9 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の2第5項の配当所得等を有する場合における第4条、第7条、第9条、第10条の3及び第24条の規定の適用については、第4条第1項中「及び山林所得金額」とあ

附 則

(上場株式等に係る配当所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

9 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の2第5項の配当所得等を有する場合における第4条、第7条、第9条及び第24条の規定の適用については、第4条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及

るのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、第24条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。

(長期譲渡所得に係る保険税の課税の特例)

10 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合における第4条、第7条、第9条、第10条の3及び第24条の規定の適用については、第4条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除

び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、第24条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。

(長期譲渡所得に係る保険税の課税の特例)

10 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合における第4条、第7条、第9条及び第24条の規定の適用については、第4条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期

後の長期譲渡所得の金額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第24条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。

(一般株式等に係る譲渡所得等に係る保険税の課税の特例)

12 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2第5項の一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第4条、第7条、第9条、第10条の3及び第24条の規定の適用については、第4条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第24条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株

譲渡所得の金額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第24条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。

(一般株式等に係る譲渡所得等に係る保険税の課税の特例)

12 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2第5項の一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第4条、第7条、第9条及び第24条の規定の適用については、第4条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第24条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」

式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(上場株式等に係る譲渡所得等に係る保険税の課税の特例)

13 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2の2第5項の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第4条、第7条、第9条、第10条の3及び第24条の規定の適用については、第4条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第24条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(先物取引に係る雑所得等に係る保険税の課税の特例)

14 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の4第4項の事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合における第4条、第7条、第9条、第10条の3及び第24条の規定の適用については、第4条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第3

係る譲渡所得等の金額」とする。

(上場株式等に係る譲渡所得等に係る保険税の課税の特例)

13 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2の2第5項の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第4条、第7条、第9条及び第24条の規定の適用については、第4条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第24条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(先物取引に係る雑所得等に係る保険税の課税の特例)

14 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の4第4項の事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合における第4条、第7条、第9条及び第24条の規定の適用については、第4条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4

5条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、第24条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る保険税の課税の特例)

15 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の3第5項の事業所得又は雑所得を有する場合における第4条、第7条、第9条、第10条の3及び第24条の規定の適用については、第4条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、第24条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。

項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、第24条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る保険税の課税の特例)

15 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の3第5項の事業所得又は雑所得を有する場合における第4条、第7条、第9条及び第24条の規定の適用については、第4条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、第24条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。

(特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)

16 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は同法第16条第2項に規定する特例適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第4条、第7条、第9条、第10条の3及び第24条第1項の規定の適用については、第4条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項(同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。)に規定する特例適用利子等の額(以下この条及び第24条第1項において「特例適用利子等の額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額(」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用利子等の額」と、第24条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額」とする。

(特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)

16 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は同法第16条第2項に規定する特例適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第4条、第7条、第9条及び第24条第1項の規定の適用については、第4条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項(同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。)に規定する特例適用利子等の額(以下この条及び第24条第1項において「特例適用利子等の額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額(」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用利子等の額」と、第24条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額」とする。

(特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)

17 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第4条、第7条、第9条、第10条の3及び第24条第1項の規定の適用については、第4条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第4項(同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。)に規定する特例適用配当等の額(以下この条及び第24条第1項において「特例適用配当等の額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額(」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用配当等の額」と、第24条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額」とする。

(条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)

(特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)

17 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第4条、第7条、第9条及び第24条第1項の規定の適用については、第4条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第4項(同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。)に規定する特例適用配当等の額(以下この条及び第24条第1項において「特例適用配当等の額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額(」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用配当等の額」と、第24条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額」とする。

(条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)

18 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第4条、第7条、第9条、第10条の3及び第24条の規定の適用については、第4条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額(」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」と、第24条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」とする。

18 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第4条、第7条、第9条及び第24条の規定の適用については、第4条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額(」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」と、第24条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」とする。

(条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)

19 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第4条、第7条、第9条、第10条の3及び第24条の規定の適用については、第4条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額(」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と、第24条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」とする。

(条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)

19 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第4条、第7条、第9条及び第24条の規定の適用については、第4条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額(」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と、第24条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 改正後の飯塚市国民健康保険税条例の規定は、令和8年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和7年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

飯塚市適応指導教室条例の一部を改正する条例

飯塚市適応指導教室条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年2月20日提出

飯塚市長 武井政一

提案理由

飯塚市適応指導教室の名称を飯塚市教育支援センターに改めるとともに、飯塚市第2教育支援センターを新たに設置するため、本案を提出するものである。

飯塚市適応指導教室条例の一部を改正する条例

飯塚市適応指導教室条例(平成18年飯塚市条例第80号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前										
<p><u>飯塚市教育支援センター条例</u></p> <p>(設置)</p> <p>第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第30条の規定に基づき、<u>不登校状態又は不登校傾向にある</u>児童・生徒(以下「<u>不登校児童生徒</u>」といふ。)の学校生活及び<u>社会的自立のための支援</u>を行うため、<u>教育支援センター</u>を置く。</p> <p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 <u>教育支援センター</u>の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1"><thead><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr></thead><tbody><tr><td>飯塚市教育支援センター</td><td>飯塚市忠隈523番地</td></tr><tr><td>飯塚市第2教育支援センター</td><td>飯塚市吉原町6番1号</td></tr></tbody></table> <p>(事業)</p> <p>第3条 <u>教育支援センター</u>は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。</p> <p>(1) <u>不登校児童生徒</u>の実態把握及び<u>社会的自立のための支援</u>に関すること。</p> <p>(2) <u>不登校児童生徒</u>対象家庭の訪問及びカウンセリングに関すること。</p>	名称	位置	飯塚市教育支援センター	飯塚市忠隈523番地	飯塚市第2教育支援センター	飯塚市吉原町6番1号	<p><u>飯塚市適応指導教室条例</u></p> <p>(設置)</p> <p>第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第30条の規定に基づき、<u>登校拒否又は不登校の</u>児童・生徒(以下「<u>不登校児</u>」といふ。)の<u>自立を促し、もって</u>学校生活及び<u>社会生活への適応指導</u>を行うため、<u>適応指導教室</u>を置く。</p> <p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 <u>適応指導教室</u>の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1"><thead><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr></thead><tbody><tr><td>飯塚市適応指導教室</td><td>飯塚市忠隈523番地</td></tr></tbody></table> <p>(事業)</p> <p>第3条 <u>飯塚市適応指導教室</u>(以下「<u>指導教室</u>」といふ。)は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。</p> <p>(1) <u>不登校児及び不登校傾向児</u>の実態把握及び<u>適応指導</u>に関すること。</p> <p>(2) <u>不登校児及び不登校傾向児</u>対象家庭の訪問及びカウンセリ</p>	名称	位置	飯塚市適応指導教室	飯塚市忠隈523番地
名称	位置										
飯塚市教育支援センター	飯塚市忠隈523番地										
飯塚市第2教育支援センター	飯塚市吉原町6番1号										
名称	位置										
飯塚市適応指導教室	飯塚市忠隈523番地										

<p>ること。</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>(職員等)</p> <p>第4条 <u>教育支援センター</u>に、所長、主事その他相談員等を置く。</p> <p>(職務)</p> <p>第5条 所長は、上司の命を受けて<u>教育支援センター</u>の管理及び所掌事務を処理し、所属職員を指揮監督する。</p> <p>2 (略)</p>	<p>ングに關すること。</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>(職員等)</p> <p>第4条 <u>指導教室</u>に、所長、主事その他相談員等を置く。</p> <p>(職務)</p> <p>第5条 所長は、上司の命を受けて<u>指導教室</u>の管理及び所掌事務を処理し、所属職員を指揮監督する。</p> <p>2 (略)</p>
--	---

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

飯塚市教育職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

飯塚市教育職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年2月20日提出

飯塚市長 武井政一

提案理由

福岡県公立学校職員の給与に関する条例(昭和32年福岡県条例第51号)等の改正により、福岡県公立学校職員(常勤講師)の給与の改定が行われることから、これを参考にして本市教育職員の給与を改定するため、本案を提出するものである。

飯塚市教育職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

飯塚市教育職員の給与等に関する条例(平成21年飯塚市条例第8号)を次のように改正する。

改正後	改正前
(特殊勤務手当)	(特殊勤務手当)
第10条 (略)	第10条 (略)
2 特殊勤務手当の額は、業務に従事した日一日につき、次のとおりとする。	2 特殊勤務手当の額は、業務に従事した日一日につき、次のとおりとする。
(1) (略)	(1) (略)
(2) 前項第1号イ及びウの業務 <u>8,000円</u>	(2) 前項第1号イ及びウの業務 <u>7,500円</u>
(3)・(4) (略)	(3)・(4) (略)
3 (略)	3 (略)
(義務教育等教員特別手当)	(義務教育等教員特別手当)
第14条 (略)	第14条 (略)
2 (略)	2 (略)
3 <u>学級(特別支援学級を除く。)を担任する業務を分掌する教育職員の義務教育等教員特別手当の月額は、前項に規定する額に3,000円(2以上の者で当該業務を分掌した場合にあっては、当該学級数に3,000円を乗じ、分掌した者の数で除して得た額)を加えた額とする。</u>	
4 <u>前項の規定による額に1円未満の端数があるときの義務教育等</u>	

教員特別手当の月額は、その端数を切り捨てた額とする。

5 前各項に定めるほか、義務教育等教員特別手当の支給に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

別表(第4条、第14条関係)

(単位：円)

号給	給料月額	義務教育等教員特別手当
1号給	(略)	1,300
2号給	(略)	1,300
3号給	(略)	1,300
4号給	(略)	1,300
5号給	(略)	1,300
6号給	(略)	1,300
7号給	(略)	1,300
8号給	(略)	1,300
9号給	(略)	1,400
10号給	(略)	1,400
11号給	(略)	1,400
12号給	(略)	1,400
13号給	(略)	1,500
14号給	(略)	1,500

3 前2項に定めるほか、義務教育等教員特別手当の支給に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

別表(第4条、第14条関係)

(単位：円)

号給	給料月額	義務教育等教員特別手当
1号給	(略)	2,000
2号給	(略)	2,000
3号給	(略)	2,000
4号給	(略)	2,000
5号給	(略)	2,000
6号給	(略)	2,000
7号給	(略)	2,000
8号給	(略)	2,000
9号給	(略)	2,100
10号給	(略)	2,100
11号給	(略)	2,100
12号給	(略)	2,100
13号給	(略)	2,200
14号給	(略)	2,200

15号給	(略)	1,500
16号給	(略)	1,500
17号給	(略)	1,600
18号給	(略)	1,600
19号給	(略)	1,600
20号給	(略)	1,600
21号給	(略)	1,700
22号給	(略)	1,700
23号給	(略)	1,700
24号給	(略)	1,700
25号給	(略)	1,800
26号給	(略)	1,800
27号給	(略)	1,800
28号給	(略)	1,800
29号給	(略)	1,900
30号給	(略)	1,900
31号給	(略)	1,900
32号給	(略)	1,900
33号給	(略)	1,900
34号給	(略)	1,900

15号給	(略)	2,200
16号給	(略)	2,200
17号給	(略)	2,300
18号給	(略)	2,300
19号給	(略)	2,300
20号給	(略)	2,300
21号給	(略)	2,400
22号給	(略)	2,400
23号給	(略)	2,400
24号給	(略)	2,400
25号給	(略)	2,600
26号給	(略)	2,600
27号給	(略)	2,600
28号給	(略)	2,600
29号給	(略)	2,700
30号給	(略)	2,700
31号給	(略)	2,700
32号給	(略)	2,700
33号給	(略)	2,800
34号給	(略)	2,800

35号給	(略)	1, 900
36号給	(略)	1, 900
37号給	(略)	2, 000
38号給	(略)	2, 000
39号給	(略)	2, 000
40号給	(略)	2, 000
41号給	(略)	2, 200
42号給	(略)	2, 200
43号給	(略)	2, 200
44号給	(略)	2, 200
45号給	(略)	2, 200
46号給	(略)	2, 200
47号給	(略)	2, 200
48号給	(略)	2, 200
49号給	(略)	2, 300
50号給	(略)	2, 300
51号給	(略)	2, 300
52号給	(略)	2, 300
53号給	(略)	2, 400
54号給	(略)	2, 400

35号給	(略)	2, 800
36号給	(略)	2, 800
37号給	(略)	2, 900
38号給	(略)	2, 900
39号給	(略)	2, 900
40号給	(略)	2, 900
41号給	(略)	3, 100
42号給	(略)	3, 100
43号給	(略)	3, 100
44号給	(略)	3, 100
45号給	(略)	3, 200
46号給	(略)	3, 200
47号給	(略)	3, 200
48号給	(略)	3, 200
49号給	(略)	3, 300
50号給	(略)	3, 300
51号給	(略)	3, 300
52号給	(略)	3, 300
53号給	(略)	3, 400
54号給	(略)	3, 400

55号給	(略)	2,400
56号給	(略)	2,400
57号給	(略)	2,400
58号給	(略)	2,400
59号給	(略)	2,400
60号給	(略)	2,400
61号給	(略)	2,500
62号給	(略)	2,500
63号給	(略)	2,500
64号給	(略)	2,500
65号給	(略)	2,600
66号給	(略)	2,600
67号給	(略)	2,600
68号給	(略)	2,600
69号給	(略)	2,600
70号給	(略)	2,600
71号給	(略)	2,600
72号給	(略)	2,600
73号給	(略)	2,700
74号給	(略)	2,700

55号給	(略)	3,400
56号給	(略)	3,400
57号給	(略)	3,500
58号給	(略)	3,500
59号給	(略)	3,500
60号給	(略)	3,500
61号給	(略)	3,600
62号給	(略)	3,600
63号給	(略)	3,600
64号給	(略)	3,600
65号給	(略)	3,700
66号給	(略)	3,700
67号給	(略)	3,700
68号給	(略)	3,700
69号給	(略)	3,800
70号給	(略)	3,800
71号給	(略)	3,800
72号給	(略)	3,800
73号給	(略)	3,900
74号給	(略)	3,900

75号給	(略)	2,700
76号給	(略)	2,700
77号給	(略)	2,800
78号給	(略)	2,800
79号給	(略)	2,800
80号給	(略)	2,800
81号給	(略)	2,800
82号給	(略)	2,800
83号給	(略)	2,800
84号給	(略)	2,800
85号給	(略)	2,800
86号給	(略)	2,800
87号給	(略)	2,800
88号給	(略)	2,800
89号給	(略)	2,900
90号給	(略)	2,900
91号給	(略)	2,900
92号給	(略)	2,900
93号給	(略)	3,000
94号給	(略)	3,000

75号給	(略)	3,900
76号給	(略)	3,900
77号給	(略)	4,000
78号給	(略)	4,000
79号給	(略)	4,000
80号給	(略)	4,000
81号給	(略)	4,100
82号給	(略)	4,100
83号給	(略)	4,100
84号給	(略)	4,100
85号給	(略)	4,100
86号給	(略)	4,100
87号給	(略)	4,100
88号給	(略)	4,100
89号給	(略)	4,200
90号給	(略)	4,200
91号給	(略)	4,200
92号給	(略)	4,200
93号給	(略)	4,300
94号給	(略)	4,300

95号給	(略)	3,000
96号給	(略)	3,000
97号給	(略)	3,100
98号給	(略)	3,100
99号給	(略)	3,100
100号給	(略)	3,100
101号給	(略)	3,100
102号給	(略)	3,100
103号給	(略)	3,100
104号給	(略)	3,100
105号給	(略)	3,200
106号給	(略)	3,200
107号給	(略)	3,200
108号給	(略)	3,200
109号給	(略)	3,200
110号給	(略)	3,200
111号給	(略)	3,200
112号給	(略)	3,200
113号給	(略)	3,200
114号給	(略)	3,200

95号給	(略)	4,300
96号給	(略)	4,300
97号給	(略)	4,400
98号給	(略)	4,400
99号給	(略)	4,400
100号給	(略)	4,400
101号給	(略)	4,400
102号給	(略)	4,400
103号給	(略)	4,400
104号給	(略)	4,400
105号給	(略)	4,500
106号給	(略)	4,500
107号給	(略)	4,500
108号給	(略)	4,500
109号給	(略)	4,500
110号給	(略)	4,500
111号給	(略)	4,500
112号給	(略)	4,500
113号給	(略)	4,600
114号給	(略)	4,600

115号給	(略)	3, 200
116号給	(略)	3, 200
117号給	(略)	3, 300
118号給	(略)	3, 300
119号給	(略)	3, 300
120号給	(略)	3, 300
121号給	(略)	3, 300
122号給	(略)	3, 300
123号給	(略)	3, 300
124号給	(略)	3, 300
125号給	(略)	3, 300
126号給	(略)	3, 300
127号給	(略)	3, 300
128号給	(略)	3, 300
129号給	(略)	3, 400
130号給	(略)	3, 400
131号給	(略)	3, 400
132号給	(略)	3, 400
133号給	(略)	3, 400
134号給	(略)	3, 400

115号給	(略)	4, 600
116号給	(略)	4, 600
117号給	(略)	4, 700
118号給	(略)	4, 700
119号給	(略)	4, 700
120号給	(略)	4, 700
121号給	(略)	4, 700
122号給	(略)	4, 700
123号給	(略)	4, 700
124号給	(略)	4, 700
125号給	(略)	4, 800
126号給	(略)	4, 800
127号給	(略)	4, 800
128号給	(略)	4, 800
129号給	(略)	4, 900
130号給	(略)	4, 900
131号給	(略)	4, 900
132号給	(略)	4, 900
133号給	(略)	4, 900
134号給	(略)	4, 900

135号給	(略)	<u>3,400</u>	135号給	(略)	<u>4,900</u>
136号給	(略)	<u>3,400</u>	136号給	(略)	<u>4,900</u>
137号給	(略)	<u>3,400</u>	137号給	(略)	<u>4,900</u>

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

飯塚市文化会館条例の一部を改正する条例

飯塚市文化会館条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年2月20日提出

飯塚市長 武 井 政 一

提案理由

飯塚市文化会館について、飯塚文化会館駐車場を含め一体的・効率的な管理運営を図るため、本案を提出するものである。

飯塚市文化会館条例の一部を改正する条例

飯塚市文化会館条例(平成18年飯塚市条例第91号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(管理)	(管理)
第4条 文化会館の管理は、指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)に行わせることができる。	第4条 文化会館の管理は、指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)に行わせる <u>ものとする</u> 。
2 <u>前項の規定により、文化会館の管理を指定管理者に行わせる場合</u> は、 <u>第5条第2項、第7条、第8条、第10条から第12条、第24条及び第26条(第1項ただし書を除く。)中「教育委員会」とあるのは、「指定管理者」と、第5条第1項及び第6条第2項中「教育委員会が特に必要があると認めるときは」とあるのは、「指定管理者は、特に必要があると認めるときは、あらかじめ教育委員会の承認を得て」と、第14条、第16条、第18条第2項、第19条第2項、第20条及び第22条中「市長」とあるのは、「指定管理者」と読み替えるものとする。</u>	
3 指定管理者が行う管理の業務は、次のとおりとする。 (1)・(2) (略) (3) 前2号に掲げるもののほか、事業の運営に関し <u>飯塚市教育委員会</u> (以下「教育委員会」という。)が必要があると認めること。	2 指定管理者が行う管理の業務は、次のとおりとする。 (1)・(2) (略) (3) 前2号に掲げるもののほか、事業の運営に関し <u>教育委員会</u> が必要があると認めること。

(休館日及び休場日)

第5条 会館の休館日及び広場の休場日は、次のとおりとする。ただし、教育委員会が特に必要があると認めるときは、これらを変更し、又は臨時に休館し、若しくは広場を休場することができる。

(1)・(2) (略)

2 前項ただし書の場合において、教育委員会は、会館又は広場の見やすい場所に変更した休館日若しくは休場日又は臨時の休館日若しくは休場日を掲示しなければならない。

(開館時間及び利用時間)

第6条 会館の開館時間並びに広場及び駐車場の利用時間は、次のとおりとする。

(1) 会館 午前9時から午後10時まで(午後7時以降に次条第1項の規定による会館の利用がない場合は、午前9時から午後7時までとする。)

(2) (略)

(3) 駐車場 午前0時から午後12時まで(ただし、入出庫できる時間は、前条第1項第1号及び第2号に規定する日を除いた日の午前8時から午後10時までとする。)

(休館日及び休場日)

第5条 会館の休館日及び広場の休場日は、次のとおりとする。ただし、指定管理者は、あらかじめ教育委員会の承認を得て、これらを変更し、又は臨時に会館を休館し、若しくは広場を休場することができる。

(1)・(2) (略)

2 前項ただし書の場合において、指定管理者は、会館又は広場の見やすい場所に変更した休館日若しくは休場日又は臨時の休館日若しくは休場日を掲示しなければならない。

(開館時間及び利用時間)

第6条 会館の開館時間並びに広場の利用時間は、次のとおりとする。ただし、指定管理者は、あらかじめ教育委員会の承認を得て、これらを変更することができる。

(1) 会館 午前9時から午後10時まで

(2) (略)

2 前項の規定にかかわらず、教育委員会が特に必要があると認めることは、これらを変更することができる。

3 前条第2項の規定は、前項の規定に準用する。この場合において、同条第2項中「休館日若しくは休場日又は臨時の休館日若しくは休場日」とあるのは、「開館時間又は利用時間」と読み替えるものとする。

(利用の許可)

第7条 文化会館(駐車場を除く。以下第17条までにおいて同じ。)の施設(附属設備、器具等を含む。以下同じ。)を利用しようとする者は、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 教育委員会は、前項の許可をする場合において、管理上必要があると認めるときは、条件を付することができる。

(利用許可の制限)

第8条 教育委員会は、文化会館の施設を利用しようとする者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その利用を許可しない。

(1)～(4) (略)

(入場の制限)

第10条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認める者

2 前条第2項の規定は、前項ただし書の規定に準用する。この場合において、同条第2項中「休館日若しくは休場日又は臨時の休館日若しくは休場日」とあるのは、「開館時間又は利用時間」と読み替えるものとする。

(利用の許可)

第7条 文化会館(駐車場を除く。以下第17条までにおいて同じ。)の施設(附属設備、器具等を含む。以下同じ。)を利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 指定管理者は、前項の許可をする場合において、管理上必要があると認めるときは、条件を付することができる。

(利用許可の制限)

第8条 指定管理者は、文化会館の施設を利用しようとする者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その利用を許可しない。

(1)～(4) (略)

(入場の制限)

第10条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認める者

に対し、文化会館への入場を拒み、又は退場を命ずることができる。

(1)～(4) (略)

(特別な設備)

第11条 利用者が特別の設備をし、又は備付け以外の器具等を利用しようとするときは、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。

2 教育委員会は、管理上必要があると認めるときは、利用者の負担において特別の設備をさせることができる。

3 前2項の設備は、利用許可期限満了前に利用者の負担において撤去し、原状に回復しなければならない。

(利用許可の取消し等)

第12条 教育委員会は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用の許可を取り消し、若しくは利用を停止し、又は利用の条件を変更することができる。

(1) この条例又はこの条例に基づく教育委員会規則に違反したとき。

(2)～(6) (略)

2 (略)

(使用料)

に対し、文化会館への入場を拒み、又は退場を命ずることができる。

(1)～(4) (略)

(特別な設備)

第11条 利用者が特別の設備をし、又は備付け以外の器具等を利用しようとするときは、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。

2 指定管理者は、管理上必要があると認めるときは、利用者の負担において特別の設備をさせることができる。

(利用許可の取消し等)

第12条 指定管理者は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用の許可を取り消し、若しくは利用を停止し、又は利用の条件を変更することができる。

(1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

(2)～(6) (略)

2 (略)

(利用料金)

第13条 利用者は、別表第1に定める使用料(指定管理者に管理を行わせる場合にあっては、別表第1(附属設備及び冷暖房設備に係るものは、規則)に定める額の範囲内で、指定管理者が市長の承認を得て定める利用料金。以下第13条から第16条までにおいて同じ。)を納付しなければならない。

2 使用料は、前納とする。ただし、国若しくは地方公共団体が利用するとき、又は附属設備若しくは冷暖房設備の使用料を納付するときは、この限りでない。

3 利用料金は、指定管理者の収入として収受させるものとし、利用者は、利用料金を指定管理者に支払わなければならぬ。
(使用料の減免等)

第14条 市長は、必要があると認めるときは、使用料を減免し、又はその徴収を延期し、若しくは猶予することができる。
(利用料金に係る基準)

第15条 利用料金に係る前条の規定の適用については、市長があらかじめその基準を定めるものとする。
(使用料の不還付)

第13条 利用者は、指定管理者に、その利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を支払わなければならぬ。

2 利用料金は、別表に定める額(附属設備及び冷暖房設備に係るものは、規則で定める額)の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定める。

3 利用料金は、前納とする。ただし、国若しくは地方公共団体が利用するとき、又は附属設備若しくは冷暖房設備の利用料金を納付するときは、この限りでない。

4 利用料金は、指定管理者の収入として収受させるものとする。

(利用料金の減免等)

第14条 指定管理者は、市長が定める基準に従い、利用料金を減免し、又はその徴収を延期し、若しくは猶予することができる。

(利用料金の不還付)

第16条 既に納付した使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、使用料の全部又は一部を還付することができる。

(原状回復の義務)

第17条 (略)

(駐車場使用料)

第18条 駐車場の利用者は、別表第2に定める使用料(指定管理者に管理を行わせる場合にあっては、別表第2に定める額の範囲内で、指定管理者が市長の承認を得て定める利用料金。以下同じ。)を納付しなければならない。

2 市長は、別表第3に定める使用料前払式カード(以下「プリペイドカード」という。)を発行することができる。

3 利用料金は、指定管理者の収入として收受させるものとし、利用者は、利用料金を指定管理者に支払わなければならない。

(駐車場使用料の徴収)

第19条 使用料は、自動車を駐車した者が自動車を出庫するときに徴収する。ただし、前条第2項のプリペイドカードについては、発行までに徴収する。

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認めるときは、使用料の全部又は一部を他の方法により徴収することができ

第15条 既に納付した利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、利用料金の全部又は一部を還付することができる。

(原状回復の義務)

第16条 (略)

る。

(駐車場使用料の減免等)

第20条 市長は、必要があると認めるときは、使用料を減免し、又はその徴収を延期し、若しくは猶予することができる。

(利用料金に係る基準)

第21条 利用料金に係る前条の規定の適用については、市長があらかじめその基準を定めるものとする。

(駐車場使用料の不還付)

第22条 既に納付した使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、使用料の全部又は一部を還付することができる。

(駐車場使用料の不徴収)

第23条 次の各号のいずれかに該当する自動車を駐車させる場合は、使用料を徴収しない。

(1) 道路交通法(昭和35年法律第105号)第39条第1項に規定する緊急自動車

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める自動車
(駐車の拒否)

第24条 教育委員会は、駐車場において次の各号のいずれかに該当

すると認める場合は、駐車を拒否することができる。

- (1) 駐車場の構造又は設備上、自動車を駐車させることができないとき。
 - (2) 発火性又は引火性の物品を積載しているとき。
 - (3) 前2号に掲げる場合のほか、駐車場の管理に支障があると認めるとき。
- (禁止行為)

第25条 駐車場では、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 他の自動車の駐車を妨げること。
- (2) 駐車場の施設その他の物件及び駐車中の自動車を損傷し、又は損傷するおそれのある行為をすること。
- (3) みだりに火気を使用し、騒音を発し、又はごみその他の汚物を捨てること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、駐車場の管理に支障を及ぼすおそれのある行為をすること。

(駐車場の休止)

第26条 教育委員会は、駐車場の補修その他の理由により必要があると認めるときは、駐車場の全部又は一部の供用を休止することができる。ただし、指定管理者に管理を行わせる場合にあっては、指定管理者はあらかじめ教育委員会の承認を受けなければなら

ない。

2 前項の場合において、教育委員会は、当該駐車場の見やすい箇所にその旨を掲示しなければならない。

(損害賠償)

第27条 文化会館の施設又は設備その他の物件を損傷し、又は滅失した者は、それによって生じた損害を賠償しなければならない。
ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

2 駐車場内における盜難若しくは破損又は車両相互の接触若しくは衝突によって生じた損害及び天災その他の不可抗力によって生じた損害については、市及び指定管理者は、その賠償の責めを負わない。

(委任)

第28条 (略)

別表第1(第13条関係)

(損害賠償の義務)

第17条 文化会館の施設を損傷し、又は滅失した者は、それによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(駐車場の特例)

第18条 駐車場の管理については、飯塚市営駐車場条例(平成18年飯塚市条例第170号)の定めるところによる。この場合において、同条例中「市長」とあるのは「教育委員会」と読み替えるものとする。(第6条、第7条、第9条及び第10条を除く。)

(委任)

第19条 (略)

別表(第13条関係)

1 会館使用料

(単位 : 円)

利用区分		時間区分	9時から12時まで	13時から17時まで	18時から22時まで	9時から17時まで	13時から22時まで	9時から22時まで
大ホール (入場料を徴収しない場合)	基本使用料	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
中ホール (入場料を徴収しない場合)	基本使用料	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
展示ホール (入場料を徴収しない場合)	基本使用料	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

1 会館利用料金

(単位 : 円)

利用区分		時間区分	9時から12時まで	13時から17時まで	18時から22時まで	9時から17時まで	13時から22時まで	9時から22時まで
大ホール (入場料を徴収しない場合)	基本利用料	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
中ホール (入場料を徴収しない場合)	基本利用料	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
展示ホール (入場料を徴収しない場合)	基本利用料	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

(単位：円)

利用区分	基本 <u>使用料</u>					
	9時から12時まで	13時から17時まで	18時から22時まで	9時から17時まで	13時から22時まで	9時から22時まで
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

2 広場使用料

	種目	単位	期間又は時間	<u>使用料</u>
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

備考

- 1 使用料は、消費税及び地方消費税を含む。
- 2・3 (略)
- 4 利用者が営利宣伝の目的で利用する場合は、この表による基本使用料の10割増しとする。ただし、入場料の最高額が1,000円以上徴収する大ホール、中ホール又は展示ホールの利用をする場合には適用しない。
- 5 利用者が物品販売をする場合は、使用料とは別に、加算使用料として、5,500円を徴収するものとする。
- 6 大ホール、中ホール又は展示ホールを利用する場合で、自

(単位：円)

利用区分	基本 <u>利用料金</u>					
	9時から12時まで	13時から17時まで	18時から22時まで	9時から17時まで	13時から22時まで	9時から22時まで
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

2 広場利用料金

	種目	単位	期間又は時間	<u>利用料金</u>
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

備考

- 1 利用料金は、消費税及び地方消費税を含む。
- 2・3 (略)
- 4 利用者が営利宣伝の目的で利用する場合は、この表による基本利用料金の10割増しとする。ただし、入場料の最高額が1,000円以上徴収する大ホール、中ホール又は展示ホールの利用をする場合には適用しない。
- 5 大ホール、中ホール又は展示ホールを利用する場合で、自

らリハーサル、練習その他の準備のために利用するときの使用料は、この表の基本使用料に100分の50を乗じて得た額とする。

7 この表の時間区分にない時間の使用料は、その利用区分にかかわらず、次のとおりとする。ただし、前項の規定を適用する場合においては、利用時間の超過の許可を受けた場合を除き、適用しない。

時間の区分	超過 <u>使用料</u> の額
8時から9時まで	<u>使用料</u> の表の9時から12時までの欄に定める基
12時から13時まで	<u>本使用料</u> の額に100分の30を乗じて得た額
17時から18時まで	<u>使用料</u> の表の13時から17時までの欄に定める <u>基本使用料</u> の額に100分の30を乗じて得た額
22時から23時まで	<u>使用料</u> の表の18時から22時までの欄に定める <u>基本使用料</u> の額に100分の30を乗じて得た額

別表第2(第18条関係)

駐車場使用料

名称	時間区分	使用料区分	使用料(1台につき)
	分		

らリハーサル、練習その他の準備のために利用するときの利用料金は、この表の基本利用料金に100分の50を乗じて得た額とする。

6 この表の時間区分にない時間の利用料金は、その利用区分にかかわらず、次のとおりとする。ただし、前項の規定を適用する場合においては、利用時間の超過の許可を受けた場合を除き、適用しない。

時間の区分	超過 <u>利用料金</u> の額
8時から9時まで	<u>利用料金</u> の表の9時から12時までの欄に定める
12時から13時まで	<u>基本利用料金</u> の額に100分の30を乗じて得た額
17時から18時まで	<u>利用料金</u> の表の13時から17時までの欄に定める <u>基本利用料金</u> の額に100分の30を乗じて得た額
22時から23時まで	<u>利用料金</u> の表の18時から22時までの欄に定める <u>基本利用料金</u> の額に100分の30を乗じて得た額

飯塚市 文化会 館駐車 場	入出庫 時間内	時 間 制 料 金	基 本 料 金	1 時 間 以 内	200円	
				1 時 間 を 超 え	310円	
				4 時 間 以 内		
				割 増 料 金	100円	
				4 時 間 を 超 え		
				30 分 ご と に		
上 限 料 金		1 日 に つ き 1,200円 以 内 で 規 則 で 定 め る 額				
入出庫 時間外	1 時 間 ご と に			100円		

備考

- 1 上記の料金は、消費税及び地方消費税を含む。
- 2 割増料金の算定の場合においては、30分未満の端数があるときは、その端数は30分として計算する。
- 3 この表において1日とは、第6条第1項第3号に規定する入出庫時間の間における連続する利用をいう。

別表第3(第19条関係)

使用料前払式カード(プリペイドカード)

種類	料金
1,100円券	1,000円
3,300円券	3,000円

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和9年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に次項の規定による改正前の飯塚市営駐車場条例(平成18年飯塚市条例第170号)第6条第3項の規定により発行された料金前払式カードについては、この条例の施行後においても、なお使用することができる。

(飯塚市営駐車場条例の一部改正)

3 飯塚市営駐車場条例の一部を次のように改正する。

第8条を次のように改める。

第8条 削除

別表第1飯塚文化会館駐車場の項を削る。

別表第2飯塚文化会館駐車場の部を削る。

別表第3飯塚文化会館駐車場の部を削る。

飯塚市文化財保護条例の一部を改正する条例

飯塚市文化財保護条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年2月20日提出

飯塚市長 武 井 政 一

提案理由

登録有形文化財等のうち、文化財として価値を有する歴史的建造物について、現状変更の規制及び保存のための措置を講じる登録制度を導入し、その保存と活用を図るため、本案を提出するものである。

飯塚市文化財保護条例の一部を改正する条例

飯塚市文化財保護条例(平成18年飯塚市条例第112号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第1章 総則(第1条—第3条)</p> <p>第2章 市指定有形文化財(第4条—第18条)</p> <p>第3章 市指定無形文化財(第19条—第24条)</p> <p>第4章 市指定有形民俗文化財・市指定無形民俗文化財(第25条—第31条)</p> <p>第5章 市指定史跡名勝天然記念物(第32条—第37条)</p> <p>第6章 市登録有形文化財(第38条—第47条)</p> <p><u>第7章 市特定歴史的建造物(第48条—第51条)</u></p> <p><u>第8章 文化財保護審議会(第52条)</u></p> <p><u>第9章 雜則(第53条・第54条)</u></p> <p><u>第10章 罰則(第55条—第61条)</u></p> <p>附則 (指定)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項の規定による指定をするときは、教育委員会は、あら</p>	<p>目次</p> <p>第1章 総則(第1条—第3条)</p> <p>第2章 市指定有形文化財(第4条—第18条)</p> <p>第3章 市指定無形文化財(第19条—第24条)</p> <p>第4章 市指定有形民俗文化財・市指定無形民俗文化財(第25条—第31条)</p> <p>第5章 市指定史跡名勝天然記念物(第32条—第37条)</p> <p>第6章 市登録有形文化財(第38条—第47条)</p> <p><u>第7章 文化財保護審議会(第48条)</u></p> <p><u>第8章 雜則(第49条・第50条)</u></p> <p><u>第9章 罰則(第51条—第57条)</u></p> <p>附則 (指定)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項の規定による指定をするときは、教育委員会は、あら</p>

かじめ、第52条に規定する飯塚市文化財保護審議会に諮問しなければならない。

4～6 (略)

(指定)

第19条 (略)

2 (略)

3 第1項の規定による指定又は前項の規定による認定をするときは、教育委員会は、あらかじめ第52条に規定する飯塚市文化財保護審議会に諮問しなければならない。

4～6 (略)

第7章 市特定歴史的建造物

(特定歴史的建造物の登録)

第48条 教育委員会は、次の各号に定める建造物のうち、文化財として価値を有する歴史的建造物で保存と活用を図るため特に必要と認められるものを、飯塚市特定歴史的建造物(以下「市特定歴史的建造物」という。)に登録することができる。

(1) 法第57条第1項に規定する登録有形文化財

(2) 第38条第1項に規定する市登録有形文化財

(3) その他教育委員会が特に必要と認めるもの

2 前項の規定による市特定歴史的建造物の登録には、第4条第2

かじめ、第48条に規定する飯塚市文化財保護審議会に諮問しなければならない。

4～6 (略)

(指定)

第19条 (略)

2 (略)

3 第1項の規定による指定又は前項の規定による認定をするときは、教育委員会は、あらかじめ第48条に規定する飯塚市文化財保護審議会に諮問しなければならない。

4～6 (略)

項から第5項までの規定を準用する。

3 第1項の規定による登録をしたときは、当該市特定歴史的建造物の所有者に登録証を交付しなければならない。

(登録の抹消)

第49条 市特定歴史的建造物が市特定歴史的建造物としての価値を失った場合その他特殊の理由があるときは、教育委員会は、その登録を抹消することができる。

2 前項の規定による登録の抹消をするときは、第4条第3項から第5項までの規定を準用する。

3 市特定歴史的建造物について法第27条第1項又は県条例第4条第1項若しくはこの条例第4条第1項の規定による指定があったときは、市特定歴史的建造物の登録は抹消されたものとする。

4 前項の場合には、教育委員会は、その旨を告示するとともに、当該市特定歴史的建造物の所有者及び権原に基づく占有者に通知しなければならない。

5 第2項の規定による市特定歴史的建造物の登録の抹消の通知を受けたとき、又は前項の規定による通知を受けたときは、所有者は、速やかに市特定歴史的建造物の登録証を教育委員会に返付しなければならない。

(現状変更の許可等)

第50条 市特定歴史的建造物の所有者は、市特定歴史的建造物の現状を変更し、又は保存に影響を及ぼす行為を行うときは、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。

2 当該市特定歴史的建造物の所有者は、前項の許可の申請を行うとする場合、あらかじめ別に定める当該市特定歴史的建造物の保存及び活用の促進に関する計画(以下「保存活用促進計画」という。)を策定し、教育委員会の同意を得なければならぬ。

3 教育委員会は、市特定歴史的建造物の所有者に対し、保存活用促進計画の策定や現状変更等に関して、必要な指示のほか、指導や助言等の技術的指導を行うことができる。

4 当該市特定歴史的建造物の所有者は、保存活用促進計画を変更するときは、教育委員会の同意を得なければならない。

(準用規定)

第51条 第6条、第40条、第41条、第44条、第45条及び第46条の規定は、市特定歴史的建造物について準用する。

第8章 文化財保護審議会

(設置等)

第52条 (略)

第7章 文化財保護審議会

(設置等)

第48条 (略)

第9章 雜則

第53条 (略)

(委任)

第54条 (略)

第10章 罰則

第55条 (略)

第56条 (略)

第57条 (略)

第58条 (略)

第59条 (略)

第60条 (略)

第61条 (略)

第8章 雜則

第49条 (略)

(委任)

第50条 (略)

第9章 罰則

第51条 (略)

第52条 (略)

第53条 (略)

第54条 (略)

第55条 (略)

第56条 (略)

第57条 (略)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

嘉穂劇場条例

嘉穂劇場条例を次のように定める。

令和8年2月20日提出

飯塚市長 武 井 政 一

提案理由

嘉穂劇場を公の施設として設置し、文化財の保護及び地域振興等への活用を図るため、本案を提出するものである。

嘉穂劇場条例

(設置)

第1条 近代の芝居小屋建築の文化財を保護するとともに、地域振興等への活用を図るため、嘉穂劇場を設置する。

(位置)

第2条 嘉穂劇場の位置は、飯塚市飯塚5番23号とする。

(施設)

第3条 嘉穂劇場は、次に掲げる施設をもって構成する。

(1) 劇場棟

(2) 広場

(休館日及び休場日)

第4条 劇場棟の休館日及び広場の休場日は、次のとおりとする。ただし、教育委員会が特に必要があると認めるときは、これらを変更し、又は臨時に劇場棟を休館し、若しくは広場を休場することができる。

(1) 12月29日から翌年の1月3日までの日

(2) 火曜日及び水曜日(前号に掲げる期間を除く。火曜日及び水曜日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日に当たるときは、休館し

ない。)

2 前項ただし書の場合において、教育委員会は、劇場棟又は広場の見やすい場所に変更した休館日若しくは休場日又は臨時の休館日若しくは休場日を掲示しなければならない。

(開館時間及び利用時間)

第5条 劇場棟の開館時間及び広場の利用時間は、次のとおりとする。ただし、教育委員会が特に必要と認めるときは、これらを変更することができる。

(1) 劇場棟 午前9時30分から午後5時まで

(2) 広場 午前9時30分から午後5時まで

2 前条第2項の規定は、前項ただし書の規定に準用する。この場合において、同条第2項中「休館日若しくは休場日又は臨時の休館日若しくは休場日」とあるのは、「開館時間又は利用時間」と読み替えるものとする。

(入館料)

第6条 劇場棟の入館者は、別表第1に定める入館料を納付しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、特別な事業をしたときの入館料は、市長が別に定める。

(入館料の減免等)

第7条 市長は、必要があると認めるときは、入館料を減免し、又はその徴収を延期し、若しくは猶予することができる。

(入館料の不還付)

第8条 既納の入館料は還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(利用の許可)

第9条 嘉穂劇場の施設(附属設備、器具等を含む。以下同じ。)を利用しようとする者は、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 教育委員会は、前項の許可をする場合において、管理上必要があると認めるときは、条件を付することができる。

(利用許可の制限)

第10条 教育委員会は、嘉穂劇場の施設を利用しようとする者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その利用を許可しない。

(1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。

(2) 嘉穂劇場の施設を破損し、又は滅失するおそれがあるとき。

(3) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益にな

るとき。

- (4) 他人に迷惑をかけ、又は危険を及ぼすおそれがあるとき。
 - (5) 前各号に掲げる場合のほか、嘉穂劇場の施設の管理上支障があるとき。
- (目的外使用等の禁止)

第11条 第9条第1項の利用の許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、その権利を許可された目的以外の目的に使用し、又はその利用する権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(特別な設備)

第12条 利用者が特別の設備をし、又は備付け以外の器具等を利用しようとするときは、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。

- 2 教育委員会は、管理上必要があると認めるときは、利用者の負担において特別の設備をさせることができる。
- 3 前2項の設備は、利用許可期限満了前に利用者の負担において撤去し、原状に回復しなければならない。

(利用許可の取消し等)

第13条 教育委員会は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用の許可を取り消し、若しくは利用を停止し、又は利用の条件を変更することができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
 - (2) 第9条第2項の規定に基づく許可の条件に違反したとき。
 - (3) 利用許可を受けた後、第10条各号のいずれかに該当する事由が生じたとき。
 - (4) 偽りその他不正な行為により利用の許可を受けたとき。
 - (5) 嘉穂劇場の施設を汚損し、又は汚損するおそれがあるとき。
 - (6) 災害その他やむを得ない理由により市において緊急の必要が生じたとき。
 - (7) 前各号に掲げる場合のほか、管理上支障があるとき。
- 2 前項の措置によって利用者が損害を受けても、市は、その責めを負わない。ただし、同項第6号及び第7号の場合は、この限りでない。

(使用料)

第14条 利用者は、別表第2に定める使用料(附属設備に係るものは規則で定める額)を支払わなければならない。

- 2 使用料は、前納とする。ただし、国若しくは地方公共団体が利用するとき、又は附属設備の使用料を納付するときは、この限りでない。

(使用料の減免等)

第15条 市長は、必要があると認めるときは、使用料を減免し、又はその徴収を延

期し、若しくは猶予することができる。

(使用料の不還付)

第16条 既に納付した使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、使用料の全部又は一部を還付することができる。

(原状回復の義務)

第17条 利用者は、嘉穂劇場の施設の利用を終了したとき、又は第13条第1項の規定により利用の許可を取り消され、若しくは停止されたときは、速やかに当該施設を原状に回復しなければならない。

(立入りの制限)

第18条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、嘉穂劇場への立入りを拒み、又は嘉穂劇場からの退去を命ずることができる。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) 嘉穂劇場の施設を破損し、又は滅失するおそれがあるとき。
- (3) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になるとき。
- (4) 他人に迷惑をかけ、又は危険を及ぼすおそれがあるとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、嘉穂劇場の施設の管理上支障があるとき。

(損害賠償の義務)

第19条 嘉穂劇場の施設を損傷し、又は滅失した者は、それによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(委任)

第20条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和8年10月1日から施行する。

別表第1(第6条関係)

入館料(1人1回につき)

区分	大人		中学生・小学生	
	市内	市外	市内	市外
個人	300円	500円	無料	200円
団体	250円	400円	無料	160円

備考

- 1 入館料は、消費税及び地方消費税を含む。

- 2 中学生・小学生とは、義務教育諸学校の生徒及び児童をいう。
- 3 小学校に就学するまでの者は、無料とする。
- 4 団体は、20人以上の者で構成されている場合に適用する。
- 5 市内とは、個人の入館料にあっては本市に住所を有する者とし、団体での入館料にあっては、次に掲げる団体とする。
 - (1) 本市に住所を有する者が構成員の半数以上である団体
 - (2) 本市に主たる活動拠点を有する団体

別表第2(第14条関係)

1 劇場棟使用料

利用目的	利用時間	3時間まで	3時間を超える時間
非営利目的		17,000円	40,000円
営利目的		29,000円	67,000円

備考

- 1 使用料は、消費税及び地方消費税を含む。
- 2 営利目的とは、利用者が営利宣伝の目的で利用する場合をいう。

2 広場使用料

期間又は時間	使用料
1時間当たり	500円

備考

- 1 使用料は、消費税及び地方消費税を含む。

飯塚市立就学前の子どものための教育・保育施設条例の一部を改正する条例

飯塚市立就学前の子どものための教育・保育施設条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年2月20日提出

飯塚市長 武井政一

提案理由

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第34条の15の規定に基づき、公立保育所・こども園において乳児等通園支援事業を実施することに伴い、関係規定を整備するため、本案を提出するものである。

飯塚市立就学前の子どものための教育・保育施設条例の一部を改正する条例

飯塚市立就学前の子どものための教育・保育施設条例(平成26年飯塚市条例第33号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(乳児等通園支援事業)</p> <p><u>第9条 市長は、別に市長が定めるこども園等において、児童福祉法第34条の15第1項の規定に基づき、同法第6条の3第23項に規定する乳児等通園支援事業を実施する。</u></p> <p>2 <u>法第30条の14に規定する支給対象小学校就学前子どもの保護者(以下「乳児等支援給付認定保護者」という。)は、乳児等通園支援事業の実施に関する費用(以下この条において「利用料」という。)を納入しなければならない。</u></p> <p>3 <u>前項の利用料の額は、利用乳幼児(乳児等通園支援事業を利用する乳児又は幼児をいう。)一人につき1時間当たり300円を限度として、別に市長が定める額とする。</u></p> <p>4 <u>乳児等支援給付認定保護者は、前2項に定める利用料のほか、飯塚市特定乳児等通園支援事業の運営の基準に関する条例(令和7年飯塚市条例第47号)第13条第3項各号の費用を納入しなければならない。</u></p> <p>5 <u>第2項に規定する利用料及び前項に規定する費用については、第7条及び前条の規定を準用する。</u></p>	

(預かり保育事業等)	(預かり保育事業等)
<u>第10条</u> (略)	<u>第9条</u> (略)
2・3 (略)	2・3 (略)
4 第2項の利用料については、第7条及び <u>第8条</u> の規定を準用する。	4 第2項の利用料については、第7条及び <u>前条</u> の規定を準用する。
(利用の制限等)	(利用の制限等)
<u>第11条</u> (略)	<u>第10条</u> (略)
(委任)	(委任)
<u>第12条</u> (略)	<u>第11条</u> (略)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 乳児等通園支援事業の実施に関し必要な準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

飯塚市介護保険条例の一部を改正する条例

飯塚市介護保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年2月20日提出

飯塚市長 武 井 政 一

提案理由

令和7年度税制改正に伴い、介護保険法施行令の一部を改正する政令(令和7年政令第420号)及び介護保険法施行令の一部を改正する政令の一部を改正する政令(令和8年政令第6号)が公布されたことから、関係規定を整備するため、本案を提出するものである。

飯塚市介護保険条例の一部を改正する条例

飯塚市介護保険条例(平成18年飯塚市条例第150号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>附 則</p> <p>1～21 (略)</p> <p><u>(令和8年度の保険料率の算定に関する所得の額の算定方法の特例)</u></p> <p><u>22 第1号被保険者(令和8年度分の保険料の賦課期日において当該保険料を賦課する市町村に住所を有しない者を除き、令和8年度分の地方税法の規定による市町村民税の賦課期日において当該保険料を賦課する市町村に住所を有する者(同法第294条第3項の規定により当該市町村の住民基本台帳に記録されている者とみなされた者を含む。)に限る。以下この項から第25項までにおいて同じ。)のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者(同年中の給与等(所得税法第28条第1項に規定する給与等をいう。以下同じ。)の収入金額が55万1,000円以上65万1,000円未満である者に限る。)の令和8年度における保険料率の算定についての第3条第1項(第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア、第13号ア、第14号ア、第15号ア、第16号ア及び第17号に係る部分に限る。)の規定の適用については、</u></p>	<p>附 則</p> <p>1～21 (略)</p>

同項第6号ア中「地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額(以下「合計所得金額」という。)(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が0を下回る場合には、0とする。以下同じ。)」とあるのは、「合計所得金額(地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をい、当該合計所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に令和7年中の同条第1項に規定する給与等の収入金額から55万円を控除して得た額をえた額によるものとし、租税特別措置法による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が0を下回る場合には、0とする。以下同じ。)」とする。

23 第1号被保険者のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者(同年中の給与等の収入金額が65万1,000円以上161万9,000円未満である者に限る。)の令和8年度における保険料率

の算定についての第3条第1項(第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア、第13号ア、第14号ア、第15号ア、第16号ア及び第17号に係る部分に限る。)の規定の適用については、同項第6号ア中「地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額(以下「合計所得金額」という。)(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が0を下回る場合には、0とする。以下同じ。)」とあるのは、「合計所得金額(地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に10万円を加えた額によるものとし、租税特別措置法による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が0を下回る場合には、0とする。以下同じ。)」とする。

24 第1号被保険者のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含

まれている者(同年中の給与等の収入金額が161万9,000円以上190万円未満である者に限る。)の令和8年度における保険料率の算定についての第3条第1項(第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア、第13号ア、第14号ア、第15号ア、第16号ア及び第17号に係る部分に限る。)の規定の適用については、同項第6号ア中「地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額(以下「合計所得金額」という。)(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が0を下回る場合には、0とする。以下同じ。)」とあるのは、「合計所得金額(地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に65万円から令和7年給与所得控除額(令和7年中の所得税法第28条第1項に規定する給与等の収入金額から、当該給与等の収入金額を所得税法等の一部を改正する法律(令和7年法律第13号)第1条の規定による改正

前の所得税法別表第5の給与等の金額として、同表により当該金額に応じて求めた同表の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額をいう。)を控除して得た額を加えた額によるものとし、租税特別措置法による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が0を下回る場合には、0とする。以下同じ。)」とする。

(令和8年度の保険料率の算定に関する基準の特例)

25 第1号被保険者の令和8年度における保険料率の算定についての第3条第1項の規定の適用については、当該第1号被保険者の属する世帯の世帯主及び全ての世帯員のうちに、第1号に掲げる者に該当し、かつ、第2号又は第3号に掲げる者のいずれかに該当する者があるときは、当該該当する者は、同年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されている者とみなす。

(1) 令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者(令和8年度分の保険料の賦課期日において当該保険料を賦課する市町村に住所を有しない者を除く。)であって、令和8年度分の地方税法の規定による市町村民税の賦課期日において当該保険料を賦課する市町村に住所を有するもの(同法第294条第3項の規定により当該市町村の住民基本台帳に記録されて

いる者とみなされた者を含む。)

(2) 地方税法第295条第1項第2号に掲げる者に該当し、かつ、令和8年度分の同法の規定による市町村民税が課されていない者であって、次のアからウまでに掲げる場合のいずれかに該当するもの

ア 令和7年中の給与等の収入金額が55万1,000円以上65万1,000円未満であり、かつ、135万円から同年の合計所得金額を控除して得た額が、同年中の給与等の収入金額から55万円を控除して得た額以下である場合

イ 令和7年中の給与等の収入金額が65万1,000円以上161万9,000円未満であり、かつ、135万円から同年の合計所得金額を控除して得た額が10万円以下である場合

ウ 令和7年中の給与等の収入金額が161万9,000円以上190万円未満であり、かつ、135万円から同年の合計所得金額を控除して得た額が、65万円から、同年中の給与等の収入金額から当該給与等の収入金額を所得税法等の一部を改正する法律(令和7年法律第13号)第1条の規定による改正前の所得税別表第5(以下「別表第5」という。)の給与等の金額として、別表第5により当該金額に応じて求めた別表第5の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額を控除して得た額

以下である場合

- (3) 地方税法第295条第1項各号に掲げる者に該当せず、かつ、令和8年度分の同法の規定による市町村民税が課されていない者であって、次のアからウまでに掲げる場合のいずれかに該当するもの
- ア 令和7年中の給与等の収入金額が55万1,000円以上65万1,000円未満であり、かつ、地方税法第295条第3項に規定する政令で定める基準に従い当該市町村の条例で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が、同年中の給与等の収入金額から55万円を控除して得た額以下である場合
- イ 令和7年中の給与等の収入金額が65万1,000円以上161万9,000円未満であり、かつ、地方税法第295条第3項に規定する政令で定める基準に従い当該市町村の条例で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が10万円以下である場合
- ウ 令和7年中の給与等の収入金額が161万9,000円以上190万円未満であり、かつ、地方税法第295条第3項に規定する政令で定める基準に従い当該市町村の条例で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が、65万円から、同年中の給与等の収入金額から当該給与等の収入金額を別表第5の

給与等の金額として、別表第5により当該金額に応じて求めた別表第5の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額を控除して得た額以下である場合

26 第1号被保険者の令和8年度における保険料率の算定について
の第3条第1項の規定の適用については、当該第1号被保険者が前
項第1号に掲げる者に該当し、かつ、同項第2号又は第3号に掲げ
る者のいずれかに該当するときは、当該第1号被保険者は、同年
度分の地方税法の規定による市町村民税が課されている者とみ
なす。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

飯塚市筑穂トレーニングルーム条例

飯塚市筑穂トレーニングルーム条例を次のように定める。

令和8年2月20日提出

飯塚市長 武井政一

提案理由

筑穂トレーニングルーム新設に伴い、筑穂トレーニングルームに関する趣旨、設置目的及び使用料等について規定するため、本案を提出するものである。

飯塚市筑穂トレーニングルーム条例

(設置)

第1条 市民の交流及び健康意識の向上を図り、市民の健康維持及び地域福祉を促進するため、飯塚市筑穂トレーニングルーム(以下「トレーニングルーム」という。)を設置する。

(名称及び位置)

第2条 トレーニングルームの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
飯塚市筑穂トレーニングルーム	飯塚市長尾1242番地1

(施設)

第3条 トレーニングルームは、次に掲げる施設をもって構成する。

(1) トレーニング室

(2) 更衣室

(利用時間及び休館日)

第4条 トレーニングルームの利用時間及び休館日は、別表第1のとおりとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、臨時に休館し、又は利用時間及び

休館日を変更することができる。

(利用の許可)

第5条 トレーニングルーム(附属設備、器具等を含む。)を利用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 市長は、前項の許可をする場合において、管理上必要があると認めるときは、条件を付することができる。

(利用許可の制限)

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、前条第1項の許可をしないものとする。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) トレーニングルームの施設(附属設備、器具等を含む。以下「施設等」という。)を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。
- (3) 集団的又は常習的に暴力その他不法行為を行うおそれがある組織の利益になるとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、施設等の管理上支障があるとき。

(入場の制限)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認める者に対し、入場を拒み、又は退場を命ずることができる。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがある者
- (2) 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑になる行為をする者
- (3) 火薬その他の危険物又は他人の迷惑となるものを携行する者
- (4) 前3号に掲げる者のほか、施設等の管理上支障がある者

(利用許可の取消し等)

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用の許可を取り消し、若しくは利用を停止し、又は利用の条件を変更することができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) 第5条第2項の規定に基づく許可の条件に違反したとき。
- (3) 虚偽その他不正な行為により利用の許可を受けたとき。
- (4) 災害その他やむを得ない理由により市において緊急の必要が生じたとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、施設等の管理上支障があるとき。

2 前項の措置によって第5条第1項の許可を受けた者(以下「利用者」という。)が損害を受けても、市及び市長は、その責めを負わない。ただし、前項第4号及び第5

号の場合は、この限りでない。

(使用料)

第9条 利用者は、別表第2に定める使用料を納付しなければならない。

2 使用料は、前納とする。

(使用料の減免)

第10条 市長は、必要があると認めるときは、使用料を減免することができる。

(使用料の還付)

第11条 既に納付した使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、使用料の全部又は一部を還付することができる。

(目的外使用等の禁止)

第12条 利用者は、その権利を許可された目的以外の目的に利用し、又はその利用する権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(販売行為等の禁止)

第13条 何人も、トレーニングルームにおいて、物品の販売、広告、宣伝、寄附募集行為その他これらに類する行為をしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合を除くものとする。

- (1) 市が主催、共催又は後援する事業の場合
- (2) 市長の許可を受けた場合

(原状回復の義務)

第14条 利用者は、施設等の利用を終了したとき、又は第8条第1項の規定により利用の許可を取り消され、若しくは停止されたときは、速やかに当該施設等を原状に回復しなければならない。

(損害賠償の義務)

第15条 施設等を損傷し、又は滅失した者は、それによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和9年3月1日から施行する。

別表第1(第4条関係)

利用時間	9時から21時まで。ただし、土曜日は9時から19時まで
------	-----------------------------

休館日	日曜日
	国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
	12月29日から翌年の1月3日までの日

別表第2(第9条関係)

利用区分	使用料
利用券	1時間 100円
利用回数券	1時間／12回 1,050円

備考

- 1 使用料は、消費税及び地方消費税を含む。
- 2 利用時間が1時間未満のときは、1時間とみなす。

飯塚市農業施設条例の一部を改正する条例

飯塚市農業施設条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年2月20日提出

飯塚市長 武井政一

提案理由

目尾農機具保管庫を廃止するため、本案を提出するものである。

飯塚市農業施設条例の一部を改正する条例

飯塚市農業施設条例(平成30年飯塚市条例第39号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前																						
別表(第2条関係)	別表(第2条関係)																						
1 農機具保管庫	1 農機具保管庫																						
<table border="1"><thead><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr></thead><tbody><tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>大日寺〆尾農機具保管庫</td><td>飯塚市大日寺161番地4</td></tr><tr><td>幸袋西町農機具保管庫</td><td>飯塚市幸袋145番地1</td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr></tbody></table>	名称	位置	(略)	(略)	大日寺〆尾農機具保管庫	飯塚市大日寺161番地4	幸袋西町農機具保管庫	飯塚市幸袋145番地1	(略)	(略)	<table border="1"><thead><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr></thead><tbody><tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>大日寺〆尾農機具保管庫</td><td>飯塚市大日寺161番地4</td></tr><tr><td>目尾農機具保管庫</td><td>飯塚市目尾840番地1</td></tr><tr><td>幸袋西町農機具保管庫</td><td>飯塚市幸袋145番地1</td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr></tbody></table>	名称	位置	(略)	(略)	大日寺〆尾農機具保管庫	飯塚市大日寺161番地4	目尾農機具保管庫	飯塚市目尾840番地1	幸袋西町農機具保管庫	飯塚市幸袋145番地1	(略)	(略)
名称	位置																						
(略)	(略)																						
大日寺〆尾農機具保管庫	飯塚市大日寺161番地4																						
幸袋西町農機具保管庫	飯塚市幸袋145番地1																						
(略)	(略)																						
名称	位置																						
(略)	(略)																						
大日寺〆尾農機具保管庫	飯塚市大日寺161番地4																						
目尾農機具保管庫	飯塚市目尾840番地1																						
幸袋西町農機具保管庫	飯塚市幸袋145番地1																						
(略)	(略)																						

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

飯塚市火入れに関する条例の一部を改正する条例

飯塚市火入れに関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年2月20日提出

飯塚市長 武井政一

提案理由

林野火災に関する注意報の新設等に伴い、関係規定を整備するため、本案を提出するものである。

飯塚市火入れに関する条例の一部を改正する条例

飯塚市火入れに関する条例(平成18年飯塚市条例第182号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(火入れの中止)</p> <p>第14条 火入者及び火入責任者は、火入れの許可の期間中であっても強風注意報、<u>暴風警報</u>、<u>暴風特別警報</u>若しくは乾燥注意報が発表され、又は林野火災に関する注意報若しくは火災に関する警報が発令された場合には、火入れを行ってはならない。</p> <p>2 火入責任者は、火入れ中に風勢等によって他に延焼するおそれがあると認められる<u>場合又は強風注意報</u>、<u>暴風警報</u>、<u>暴風特別警報</u>若しくは乾燥注意報が発表され、若しくは林野火災に関する注意報若しくは火災に関する警報が発令された場合には、速やかに消火しなければならない。</p>	<p>(火入れの中止)</p> <p>第14条 火入者及び火入責任者は、火入れの許可の期間中であっても強風注意報、<u>異常乾燥注意報</u>又は<u>火災警報</u>が発令された場合には、火入れを行ってはならない。</p> <p>2 火入責任者は、火入れ中に風勢等によって他に延焼するおそれがあると認められる<u>とき</u>、又は<u>強風注意報</u>、<u>異常乾燥注意報</u>若しくは<u>火災警報</u>が発令された<u>ときは</u>、速やかに消火しなければならない。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

飯塚市地方卸売市場条例の一部を改正する条例

飯塚市地方卸売市場条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年2月20日提出

飯塚市長 武井政一

提案理由

卸売市場法(昭和46年法律第35号)の改正等に伴い、関係規定を整備するため、本案を提出するものである。

飯塚市地方卸売市場条例の一部を改正する条例

飯塚市地方卸売市場条例(平成18年飯塚市条例第185号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(取扱品目) 第3条 (略) 2 <u>前項に規定する取扱品目の属する部類について疑義があるときは、市長がこれを定める。</u> 3 <u>市長は、第1項の取扱品目に食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律(平成3年法律第59号。以下「食品等持続的供給法」という。)第42条第1項に規定する指定飲食料品等が含まれるときは、インターネットの利用その他の適切な方法により、当該指定飲食料品等を公表するものとする。ただし、市場において取扱予定がないものを除く。</u> (開設者による卸売予定数量等の公表) 第51条 (略) 2 <u>市長は、次に掲げる事項をインターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。</u> (1) <u>第3条第3項により公表された指定飲食料品等に係る食品等持続的供給法第42条第1項第1号に規定する指標</u>	(取扱品目) 第3条 (略) 2 <u>取扱品目の属する部について疑義があるときは、市長がこれを定める。</u>
	(開設者による卸売予定数量等の公表) 第51条 (略)

(2) 食品等持続的供給法第36条各号に掲げる措置の内容

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

サンビレッジ茜条例の一部を改正する条例

サンビレッジ茜条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年2月20日提出

飯塚市長 武 井 政 一

提案理由

サンビレッジ茜の今後の在り方を検討するため、令和8年3月31日の現指定管理期間満了をもって施設を休止するにあたり、令和8年4月1日以降は市長による施設管理を行う必要があるため、市長又は指定管理者のいずれによっても管理することができるよう、本案を提出するものである。

サンビレッジ茜条例の一部を改正する条例

サンビレッジ茜条例(平成18年飯塚市条例第188号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(指定管理者による管理) 第3条 サンビレッジ茜(附属設備、器具等を含む。以下「施設」という。)の管理は、指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)に行わせることがで きる。	(指定管理者による管理) 第3条 サンビレッジ茜(附属設備、器具等を含む。以下「施設」という。)の管理は、指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)に行わせるものとす る。
(指定管理者が行う業務) 第4条 (略) (1)～(3) (略) 2 <u>前項の規定により、サンビレッジ茜の管理を指定管理者に行わせる</u> <u>場合は、第5条第2項、第7条、第8条、第10条、第11条第1項、第14条及</u> <u>び第16条中「市長」とあるのは、「指定管理者」と、第6条第1項中「市</u> <u>長が特に必要と認めるときは」とあるのは、「指定管理者が特に必要</u> <u>と認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て」と読み替えるものと する。</u>	(指定管理者が行う業務) 第4条 (略) (1)～(3) (略)
(休館日) 第5条 施設の休館日は、次のとおりとする。ただし、 <u>市長(指定管理者</u> <u>に管理を行わせる場合にあっては、あらかじめ市長の承認を得た指定</u> <u>管理者。)</u> が特に必要と認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館	(休館日) 第5条 施設の休館日は、次のとおりとする。ただし、 <u>指定管理者は、</u> <u>あらかじめ市長の承認を得て、これを変更し、又は臨時に休館するこ</u> とができる。

することができる。

(1)・(2) (略)

2 前項ただし書の場合において、市長は、市の公報紙、ホームページへの掲載等により、広く周知しなければならない。

(開館時間)

第6条 施設の開館時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、これを変更することができる。

2 (略)

(利用の許可)

第7条 施設を利用しようとする者は、市長の許可を受けなければならぬ。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 市長は、前項の許可をする場合において、管理上必要があると認めるときは、条件を付することができる。

(利用許可の制限)

第8条 市長は、施設を利用しようとする者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その利用を許可しない。

(1)～(4) (略)

(利用権の譲渡等の禁止)

第9条 (略)

(1)・(2) (略)

2 前項ただし書の場合において、指定管理者は、市の公報紙、ホームページへの掲載等により、広く周知しなければならない。

(開館時間)

第6条 施設の開館時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、指定管理者は、あらかじめ市長の承認を得て、これを変更することができる。

2 (略)

(利用の許可)

第7条 施設を利用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならぬ。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 指定管理者は、前項の許可をする場合において、管理上必要があると認めるときは、条件を付することができる。

(利用許可の制限)

第8条 指定管理者は、施設を利用しようとする者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その利用を許可しない。

(1)～(4) (略)

(利用権の譲渡等の禁止)

第9条 (略)

(入館の制限)

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認める者に対し、施設への入館を拒み、又は退館を命ずることができる。

(1)～(4) (略)

(利用許可の取消し等)

第11条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用の許可を取り消し、若しくは利用を停止し、又は利用の条件を変更することができる。

(1)～(5) (略)

2 (略)

(使用料)

第12条 利用者は、その利用に係る使用料(指定管理者に管理を行わせる場合にあっては、別表に定める額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定める利用料金。以下同じ。)を市長又は指定管理者に支払わなければならない。

2 使用料は、前納とする。ただし、団体等の利用により必要と認められる場合は、この限りでない。

3 (略)

(友の会会員)

(入館の制限)

第10条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認める者に対し、施設への入館を拒み、又は退館を命ずることができる。

(1)～(4) (略)

(利用許可の取消し等)

第11条 指定管理者は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用の許可を取り消し、若しくは利用を停止し、又は利用の条件を変更することができる。

(1)～(5) (略)

2 (略)

(利用料金)

第12条 利用者は、指定管理者に、その利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を支払わなければならない。

2 利用料金は、別表に定める額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定める。

3 利用料金は、前納とする。ただし、団体等の利用により必要と認められる場合は、この限りでない。

4 (略)

(友の会会員)

第13条 (略)

(使用料の減免等)

第14条 市長は、必要があると認めるときは、使用料を減免し、又はその徴収を延期し、若しくは猶予することができる。

(利用料金に係る基準)

第15条 利用料金に係る前条の規定の適用については、市長があらかじめその基準を定めるものとする。

(使用料の不還付)

第16条 既に納付した使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、使用料の全部又は一部を還付することができる。

(原状回復の義務)

第17条 (略)

(損害賠償の義務)

第18条 (略)

(委任)

第19条 (略)

別表(第12条関係)

(1) 人工芝スキー場関連施設

種類	区分	単位	料金	備考
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

第13条 (略)

(利用料金の減免等)

第14条 指定管理者は、あらかじめ市長が定める基準に従い利用料金を減免し、又はその徴収を延期し、若しくは猶予することができる。

(利用料金の不還付)

第15条 既に納付した利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、利用料金の全部又は一部を還付することができる。

(原状回復の義務)

第16条 (略)

(損害賠償の義務)

第17条 (略)

(委任)

第18条 (略)

別表(第12条関係)

(1) 人工芝スキー場関連施設

種類	区分	単位	料金	備考
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

<u>リフト使用料</u>		(略)	(略)	
		(略)	(略)	(略)
スキーセット料金	(略)	(略)	(略)	人工芝スキー滑走料、道
	(略)		(略)	具貸出料及びリフト使 用料を含み、入場料を含 まない。
<u>スーパースレイ使用料</u>		(略)	(略)	
			(略)	
<u>ソリ使用料</u>		(略)	(略)	(略)
<u>パットゴルフ使用料</u>		(略)	(略)	(略)
<u>遊具使用料</u>		(略)	(略)	
<u>コインロッカー使用料</u>		(略)	(略)	
<u>シャワー室使用料</u>		(略)	(略)	

備考

1 使用料は、消費税及び地方消費税を含む。

2・3 (略)

(2) キャンプ施設使用料

施設名	単位		料金	備考
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

備考

<u>リフト利用料金</u>		(略)	(略)	
		(略)	(略)	(略)
スキーセット料金	(略)	(略)	(略)	人工芝スキー滑走料、道
		(略)	(略)	具貸出料及びリフト利 用料金を含み、入場料を 含まない。
<u>スーパースレイ利用料</u>		(略)	(略)	
		(略)	(略)	
<u>ソリ利用料</u>		(略)	(略)	(略)
<u>パットゴルフ利用料金</u>		(略)	(略)	(略)
<u>遊具利用料金</u>		(略)	(略)	
<u>コインロッカー利用料金</u>		(略)	(略)	
<u>シャワー室利用料金</u>		(略)	(略)	

備考

1 利用料金は、消費税及び地方消費税を含む。

2・3 (略)

(2) キャンプ施設利用料金

施設名	単位		料金	備考
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

備考

1 使用料は、消費税及び地方消費税を含む。

2 (略)

3 日帰り使用料は、1泊の50パーセント相当額を徴収するものとする。

(3) セントラルロッジ

1 施設使用料

施設名	単位		料金	備考
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

2 宿泊使用料(1泊につき)

区分		料金	備考
(略)	(略)	(略)	(略)

備考

1 使用料は、消費税及び地方消費税を含む。

2・3 (略)

(4) 茜ドーム

区分			料金	備考
(略)	(略)	(略)	(略)	

備考 使用料は、消費税及び地方消費税を含む。

1 利用料金は、消費税及び地方消費税を含む。

2 (略)

3 日帰り利用料金は、1泊の50パーセント相当額を徴収するものとする。

(3) セントラルロッジ

1 施設利用料金

施設名	単位		料金	備考
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

2 宿泊利用料金(1泊につき)

区分		料金	備考
(略)	(略)	(略)	(略)

備考

1 利用料金は、消費税及び地方消費税を含む。

2・3 (略)

(4) 茜ドーム

区分			料金	備考
(略)	(略)	(略)	(略)	

備考 利用料金は、消費税及び地方消費税を含む。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際指定管理者がした利用の許可その他の行為で現にその効力を有するもの又は指定管理者に対してされている申請その他の行為は、この条例の施行日以後に市長が管理する場合においては、市長がした利用の許可その他の行為又は市長に対してされた申請その他の行為とみなす。

飯塚市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

飯塚市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年2月20日提出

飯塚市長 武井政一

提案理由

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令(令和8年政令第10号)の公布に伴い、関係規定を整備するため、本案を提出するものである。

飯塚市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

飯塚市消防団員等公務災害補償条例(平成18年飯塚市条例第220号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(補償基礎額)</p> <p>第5条 前条に規定する損害補償(以下「損害補償」という。)は、療養補償及び介護補償を除き、補償基礎額を基礎として行う。</p> <p>2 前項の補償基礎額は、次に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 消防作業従事者、救急業務協力者、水防従事者又は応急措置従事者(以下「消防作業従事者等」という。)が消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障がいの状態となった場合には、<u>1万円</u>とする。ただし、その額が、その者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは<u>1万5,000円</u>を超えない範囲内においてこれを増額した額とすることができます。</p> <p>3 次の各号のいずれかに該当する者で、消防団員又は消防作業従事者等(以下「消防団員等」という。)の事故発生日において、他</p>	<p>(補償基礎額)</p> <p>第5条 前条に規定する損害補償(以下「損害補償」という。)は、療養補償及び介護補償を除き、補償基礎額を基礎として行う。</p> <p>2 前項の補償基礎額は、次に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 消防作業従事者、救急業務協力者、水防従事者又は応急措置従事者(以下「消防作業従事者等」という。)が消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障がいの状態となった場合には、<u>9,700円</u>とする。ただし、その額が、その者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは<u>1万4,500円</u>を超えない範囲内においてこれを増額した額とすることができます。</p> <p>3 次の各号のいずれかに該当する者で、消防団員又は消防作業従事者等(以下「消防団員等」という。)の事故発生日において、他</p>

に生計のみちがなく主として消防団員等の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある消防団員等については、前項の規定による金額に、第1号に該当する扶養親族については1人につき433円を、第2号から第5号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき217円を、それぞれ加算して得た額をもって補償基礎額とする。

- (1) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子
- (2) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫
- (3) 60歳以上の父母及び祖父母
- (4) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹
- (5) 重度心身障がい者

4 (略)

別表(第5条関係)

補償基礎額表

階級	勤務年数		
	10年未満	10年以上	20年以上
	20年未満		

に生計のみちがなく主として消防団員等の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある消防団員等については、前項の規定による金額に、第1号に該当する扶養親族については1人につき100円を、第2号に該当する扶養親族については1人につき383円を、第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき217円を、それぞれ加算して得た額をもって補償基礎額とする。

(1) 配偶者(婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)

- (2) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子
- (3) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫
- (4) 60歳以上の父母及び祖父母
- (5) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹
- (6) 重度心身障がい者

4 (略)

別表(第5条関係)

補償基礎額表

階級	勤務年数		
	10年未満	10年以上	20年以上
	20年未満		

団長及び副団長	<u>13,340円</u>	<u>14,170円</u>	<u>15,000円</u>	団長及び副団長	<u>12,900円</u>	<u>13,700円</u>	<u>14,500円</u>
分団長及び副分団長	<u>11,670円</u>	<u>12,500円</u>	<u>13,340円</u>	分団長及び副分団長	<u>11,300円</u>	<u>12,100円</u>	<u>12,900円</u>
部長、班長及び団員	<u>10,000円</u>	<u>10,840円</u>	<u>11,670円</u>	部長、班長及び団員	<u>9,700円</u>	<u>10,500円</u>	<u>11,300円</u>
備考 (略)				備考 (略)			

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の飯塚市消防団員等公務災害補償条例第5条第2項及び第3項並びに別表の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた飯塚市消防団員等公務災害補償条例第5条第1項に規定する損害補償(以下「損害補償」という。)並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る同条例第4条第3号に規定する傷病補償年金、同条第4号アに規定する障がい補償年金及び同条第6号アに規定する遺族補償年金(以下「傷病補償年金等」という。)について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償(傷病補償年金等を除く。)及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解(車両損傷事故)

車両損傷事故に係る損害賠償の額(示談内容を含む。)を定めることについて、次のとおり議会の議決を求める。

令和8年2月20日提出

飯塚市長 武井政一

損害賠償の額 731,303円

1 事故発生の日時、場所

令和7年10月2日(木)午後1時30分から午後2時30分頃

飯塚市平恒地内

2 相手方

[REDACTED]
[REDACTED]

3 事故の概要

スポーツ振興課の会計年度任用職員が穂波艇庫付近の草刈りを行っていたところ、草刈範囲に隣接している駐車場に駐車中の車両を飛び石により損傷させたもの。

4 損害の状況

物的損害 相手方 車両右側リアウインドウ及び右側リアドア損傷
市側 なし

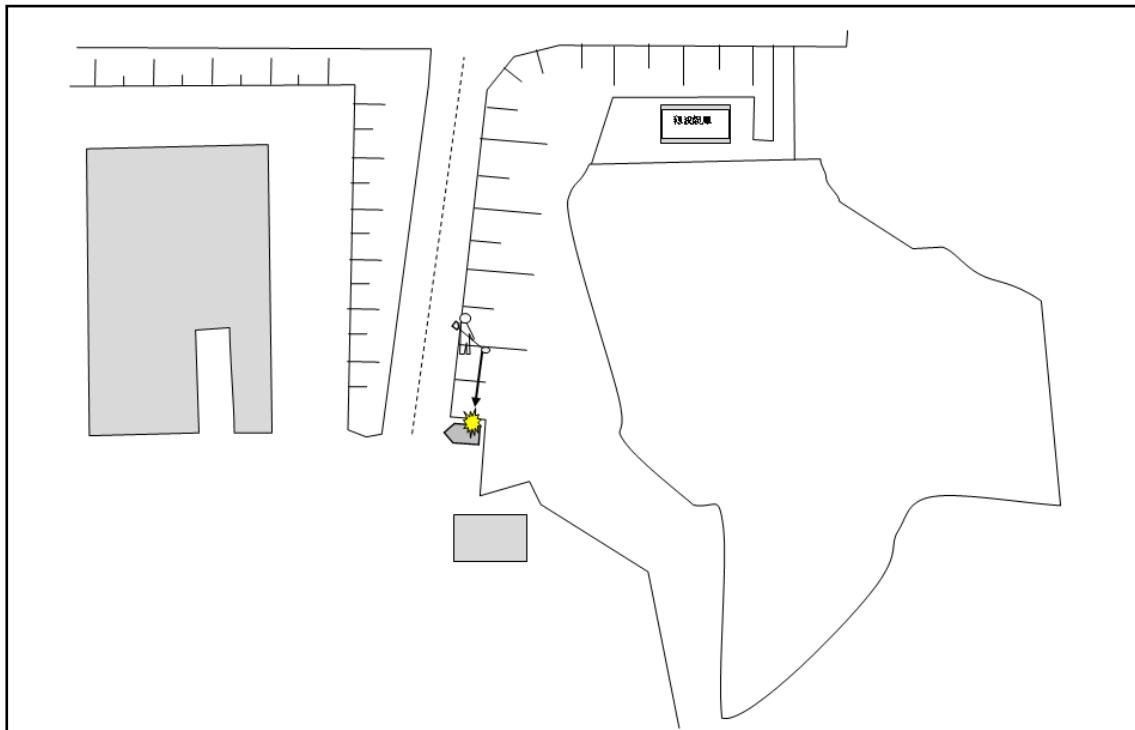
5 示談の内容

- (1) この事故に係る過失割合は、市100%、相手方0%とする。
- (2) 双方の過失割合等に基づき、市は、相手方の損害賠償額として731,303円を相手方に支払う。
- (3) 双方は、本件事故について今後いかなる事情が発生しても、裁判上又は裁判外において、一切の異議申立て又は請求をしない。

6 損害額及び賠償負担額(区分)

区分		損害額	負担区分	
市	相手方		過失割合100%	過失割合0%
相手方	車両修繕料 代車費用	731,303円	731,303円	0円

7 事故現場見取図



提案理由

車両損傷事故に係る損害賠償を行うため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第12号及び第13号の規定により本案を提出するものである。

飯塚市過疎地域持続的発展計画を定めること

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和3年法律第19号)第8条第1項の規定に基づき、別紙のとおり定めることについて、議会の議決を求める。

令和8年2月20日提出

飯塚市長 武井政一

提案理由

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づき、過疎地域に指定された筑穂地域と穂田地域の持続的発展を図るため、本案を提出するものである。

福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第286条第1項の規定により、令和8年3月31日を限り、福岡県市町村職員退職手当組合から久留米市外三市町高等学校組合を脱退させ、令和8年4月1日から、福岡県市町村職員退職手当組合規約を別紙のとおり変更する。

令和8年2月20日提出

飯塚市長 武 井 政 一

提案理由

令和8年3月31日を限り、久留米市外三市町高等学校組合が解散されることに伴い、福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数を減少し、また、令和8年4月1日から、久留米広域市町村圏事務組合が名称を変更することに伴い、福岡県市町村職員退職手当組合規約を変更するため、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものである。

福岡県市町村職員退職手当組合規約の一部を変更する規約

福岡県市町村職員退職手当組合規約(昭和36年県指令36地第903号許可)の一部を次のように変更する。

別表第1粕屋郡の項を次のように改める。

糟屋郡 宇美町、篠栗町、志免町、須恵町、新宮町、粕屋町、久山町、糟屋郡自治会館組合、古賀高等学校組合、糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合、北筑昇華苑組合、粕屋南部消防組合、粕屋北部消防組合、須恵町外二ヶ町清掃施設組合

別表第1三井郡の項中「、久留米市外三市町高等学校組合」を削り、同表その他の

項中「久留米広域市町村圏事務組合」を「久留米広域消防組合」に改める。

別表第2第4区の項中「久留米市外三市町高等学校組合」を削り、「久留米広域市町村圏事務組合」を「久留米広域消防組合」に改める。

附 則

この規約は、令和8年4月1日から施行する。

福岡県市町村職員退職手当組合規約（昭和36年県指令36地第903号許可）新旧対照表

新	旧
別表第1（第2条関係） 組合市町村	別表第1（第2条関係） 組合市町村
市 筑紫野市, 大野城市, 小郡市, 宗像市, 太宰府市, 古賀市, 福津市, うきは市, 柳川市, 宮若市, 朝倉市, 飯塚市, 嘉麻市, 中間市, 八女市, みやま市, 糸島市	市 筑紫野市, 大野城市, 小郡市, 宗像市, 太宰府市, 古賀市, 福津市, うきは市, 柳川市, 宮若市, 朝倉市, 飯塚市, 嘉麻市, 中間市, 八女市, みやま市, 糸島市
糟屋郡 宇美町, 篠栗町, 志免町, 須恵町, 新宮町, 粕屋町, 久山町, 糟屋郡自治会館組合, 古賀高等学校組合, <u>糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合</u> , 北筑昇華苑組合, 粕屋南部消防組合, 粕屋北部消防組合, 須恵町外二ヶ町清掃施設組合	糟屋郡 宇美町, 篠栗町, 志免町, 須恵町, 新宮町, 粕屋町, 久山町, 糟屋郡自治会館組合, 古賀高等学校組合, <u>糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合</u> , 北筑昇華苑組合, 粕屋南部消防組合, 粕屋北部消防組合, 須恵町外二ヶ町清掃施設組合
嘉穂郡 桂川町, 飯塚地区消防組合, ふくおか県央環境広域施設組合	嘉穂郡 桂川町, 飯塚地区消防組合, ふくおか県央環境広域施設組合
朝倉郡 筑前町, 東峰村, 甘木・朝倉広域市町村圏事務組合, 甘木・朝倉・三井環境施設組合	朝倉郡 筑前町, 東峰村, 甘木・朝倉広域市町村圏事務組合, 甘木・朝倉・三井環境施設組合
三井郡 大刀洗町, 両筑衛生施設組合	三井郡 大刀洗町, <u>久留米市外三市町高等学校組合</u> , 両筑衛生施設組合
三潴郡 大木町, 花宗太田土木組合	三潴郡 大木町, 花宗太田土木組合
八女郡 広川町, 花宗用水組合, 八女地区消防組合	八女郡 広川町, 花宗用水組合, 八女地区消防組合
京都郡 薩摩町, みやこ町	京都郡 薩摩町, みやこ町
田川郡 香春町, 添田町, 大任町, 赤村, 川崎町, 糸田町, 福智町, 田川郡東部環境衛生施設組合, 福岡県田川地区消防組合, 田川地区広域環境衛生施設組合	田川郡 香春町, 添田町, 大任町, 赤村, 川崎町, 糸田町, 福智町, 田川郡東部環境衛生施設組合, 福岡県田川地区消防組合, 田川地区広域環境衛生施設組合
築上郡 吉富町, 上毛町, 築上町, 吉富町外1町環境衛生事務組合, 築上郡自治会館等資産管理組合, 吉富町外一市中学校組合, 豊前市外二町清掃施設組合, 京築広域市町村圏事務組合	築上郡 吉富町, 上毛町, 築上町, 吉富町外1町環境衛生事務組合, 築上郡自治会館等資産管理組合, 吉富町外一市中学校組合, 豊前市外二町清掃施設組合, 京築広域市町村圏事務組合
その他 福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合, 福岡県自治会館管理組合, 筑紫野太宰府消防組合, 春日・大野城・那珂川消防組合, 筑紫野・小郡・基山清掃施設組合, 筑慈苑施設組合, 福岡県介護保険広域連合, うきは久留米環境施設組合, 玄界環境組合, 宗像地区事務組合, 柳川みやま土木組合, 有明生活環境施設組合, 久留米広域消防組合	その他 福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合, 福岡県自治会館管理組合, 筑紫野太宰府消防組合, 春日・大野城・那珂川消防組合, 筑紫野・小郡・基山清掃施設組合, 筑慈苑施設組合, 福岡県介護保険広域連合, うきは久留米環境施設組合, 玄界環境組合, 宗像地区事務組合, 柳川みやま土木組合, 有明生活環境施設組合, 久留米広域市町村圏事務組合

福岡県市町村職員退職手当組合規約（昭和36年県指令36地第903号許可）新旧対照表

新				旧			
別表第2（第5条関係） 議員の選挙区及び定数				別表第2（第5条関係） 議員の選挙区及び定数			
選挙区				選挙区			
		組合市町村の長のうちから選挙すべき議員の数	組合市町村の議会の議長のうちから選挙すべき議員の数			組合市町村の長のうちから選挙すべき議員の数	組合市町村の議会の議長のうちから選挙すべき議員の数
第1区	筑紫野市 大野城市 小郡市 宗像市 太宰府市 古賀市 福津市 うきは市 みやま市 糸島市 筑紫野太宰府消防組合 春日・大野城・那珂川消防組合 筑紫野・小郡・基山清掃施設組合 筑慈苑施設組合 玄界環境組合 宗像地区事務組合 うきは久留米環境施設組合	2人	2人	第1区	筑紫野市 大野城市 小郡市 宗像市 太宰府市 古賀市 福津市 うきは市 みやま市 糸島市 筑紫野太宰府消防組合 春日・大野城・那珂川消防組合 筑紫野・小郡・基山清掃施設組合 筑慈苑施設組合 玄界環境組合 宗像地区事務組合 うきは久留米環境施設組合	2人	2人
第2区	柳川市 宮若市 朝倉市 飯塚市 嘉麻市 中間市 八女市 飯塚地区消防組合 花宗用水組合 花宗太田土木組合 柳川みやま土木組合 有明生活環境施設組合 ふくおか県央環境広域施設組合	2人	2人	第2区	柳川市 宮若市 朝倉市 飯塚市 嘉麻市 中間市 八女市 飯塚地区消防組合 花宗用水組合 花宗太田土木組合 柳川みやま土木組合 有明生活環境施設組合 ふくおか県央環境広域施設組合	2人	2人
第3区	宇美町 篠栗町 志免町 須恵町 新宮町 粕屋町 久山町 筑前町 東峰村 糟屋郡自治会館組合 古賀高等学校組合 糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合 北筑界華苑組合 粕屋南部消防組合 粕屋北部消防組合 須恵町外二ヶ町清掃施設組合 福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合 福岡県自治会館管理組合 福岡県介護保険広域連合 甘木・朝倉広域市町村圏事務組合 甘木・朝倉・三井環境施設組合	2人	2人	第3区	宇美町 篠栗町 志免町 須恵町 新宮町 粕屋町 久山町 筑前町 東峰村 糟屋郡自治会館組合 古賀高等学校組合 糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合 北筑界華苑組合 粕屋南部消防組合 粕屋北部消防組合 須恵町外二ヶ町清掃施設組合 福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合 福岡県自治会館管理組合 福岡県介護保険広域連合 甘木・朝倉広域市町村圏事務組合 甘木・朝倉・三井環境施設組合	2人	2人
第4区	大刀洗町 大木町 広川町 両筑衛生施設組合 八女地区消防組合 久留米広域消防組合	1人	1人	第4区	大刀洗町 大木町 広川町 久留米市外三市町高等学校組合 両筑衛生施設組合 八女地区消防組合 久留米広域市町村圏事務組合	1人	1人
第5区	桂川町 荻田町 みやこ町 吉富町 上毛町 築上町 香春町 添田町 大任町 赤村 川崎町 糸田町 福智町 吉富町外1町環境衛生事務組合 築上郡自治会館等資産管理組合 吉富町外一市中学校組合 豊前市外二町清掃施設組合 京築広域市町村圏事務組合 田川郡東部環境衛生施設組合 福岡県田川地区消防組合 田川地区広域環境衛生施設組合	2人	2人	第5区	桂川町 荻田町 みやこ町 吉富町 上毛町 築上町 香春町 添田町 大任町 赤村 川崎町 糸田町 福智町 吉富町外1町環境衛生事務組合 築上郡自治会館等資産管理組合 吉富町外一市中学校組合 豊前市外二町清掃施設組合 京築広域市町村圏事務組合 田川郡東部環境衛生施設組合 福岡県田川地区消防組合 田川地区広域環境衛生施設組合	2人	2人

市道路線の認定

次のとおり市道路線を認定するものとする。

令和8年2月20日提出

飯塚市長 武井政一

提案理由

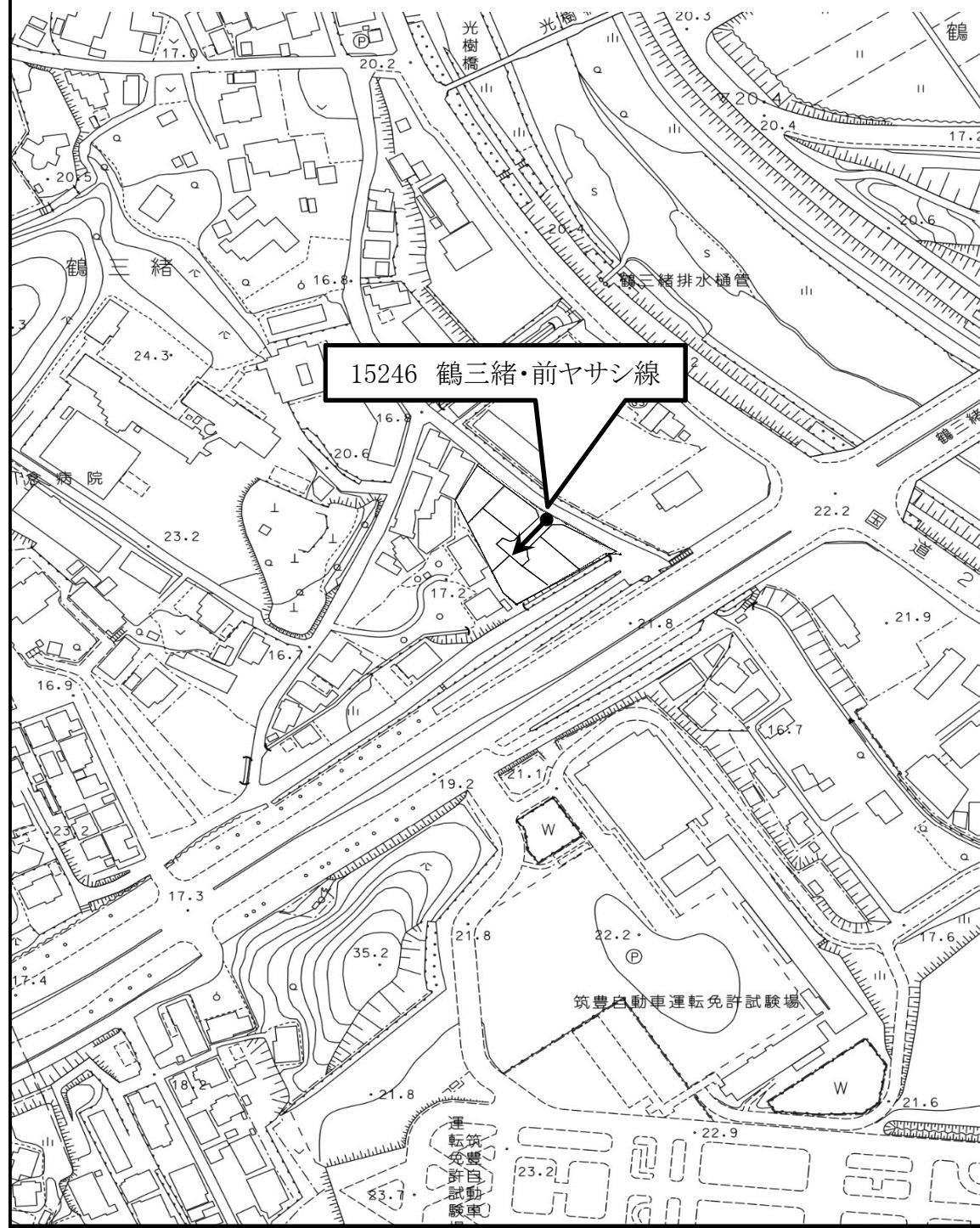
道路法(昭和27年法律第180号)第8条第1項の規定に基づき市道路線を認定するにあたり、同条第2項の規定により議決を求めるものである。

市道認定路線明細

一連番号	路線番号	路線名	起点	終点	幅員(m)	延長(m)	図面番号
1	15246	鶴三緒・前ヤサシ線	下三緒 1464-10 地先	下三緒 1464-7 地先	7.9	22.0	No. 1
2	33611	楽市・コヲズ町 2 号線	楽市 163-90 地先	楽市 1034 地先	8.1	302.0	No. 2
3	33612	楽市・コヲズ町 3 号線	楽市 163-89 地先	楽市 163-93 地先	6.1	98.5	No. 2
4	33613	楽市・コヲズ町 4 号線	楽市 163-77 地先	楽市 163-95 地先	6.1	97.5	No. 2
5	33614	楽市・コヲズ町 5 号線	楽市 163-75 地先	楽市 163-97 地先	6.1	96.4	No. 2
6	33615	楽市・コヲズ町 6 号線	楽市 163-73 地先	楽市 163-82 地先	6.1	82.4	No. 2
7	33616	楽市・コヲズ町 7 号線	楽市 215-1 地先	楽市 163-82 地先	4.4	31.7	No. 2
8	33617	秋松・築切 4 号線	秋松 360-5 地先	秋松 360-8 地先	7.3	36.2	No. 3
				合 計		766.7	

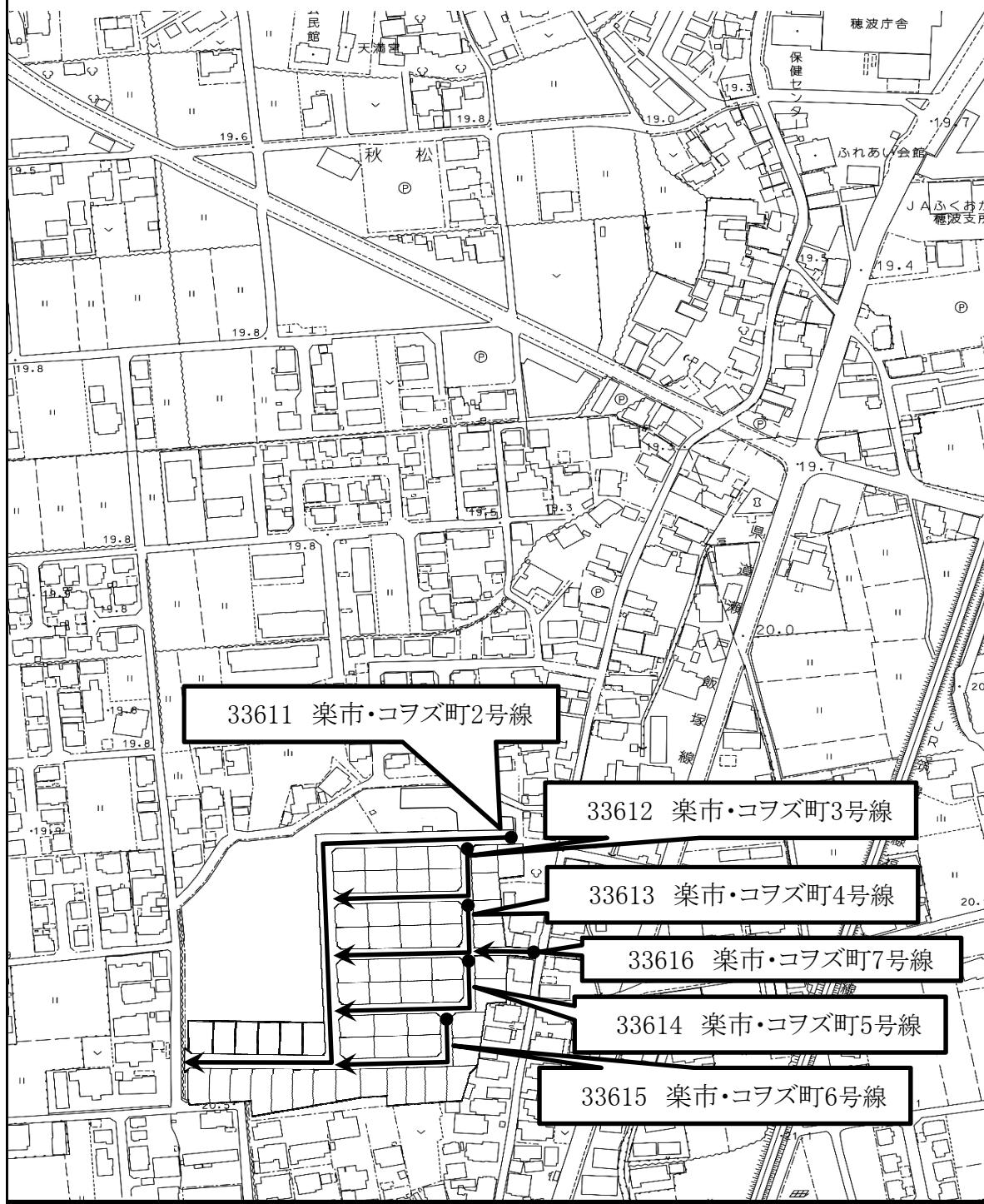
市道認定路線図

No. 1



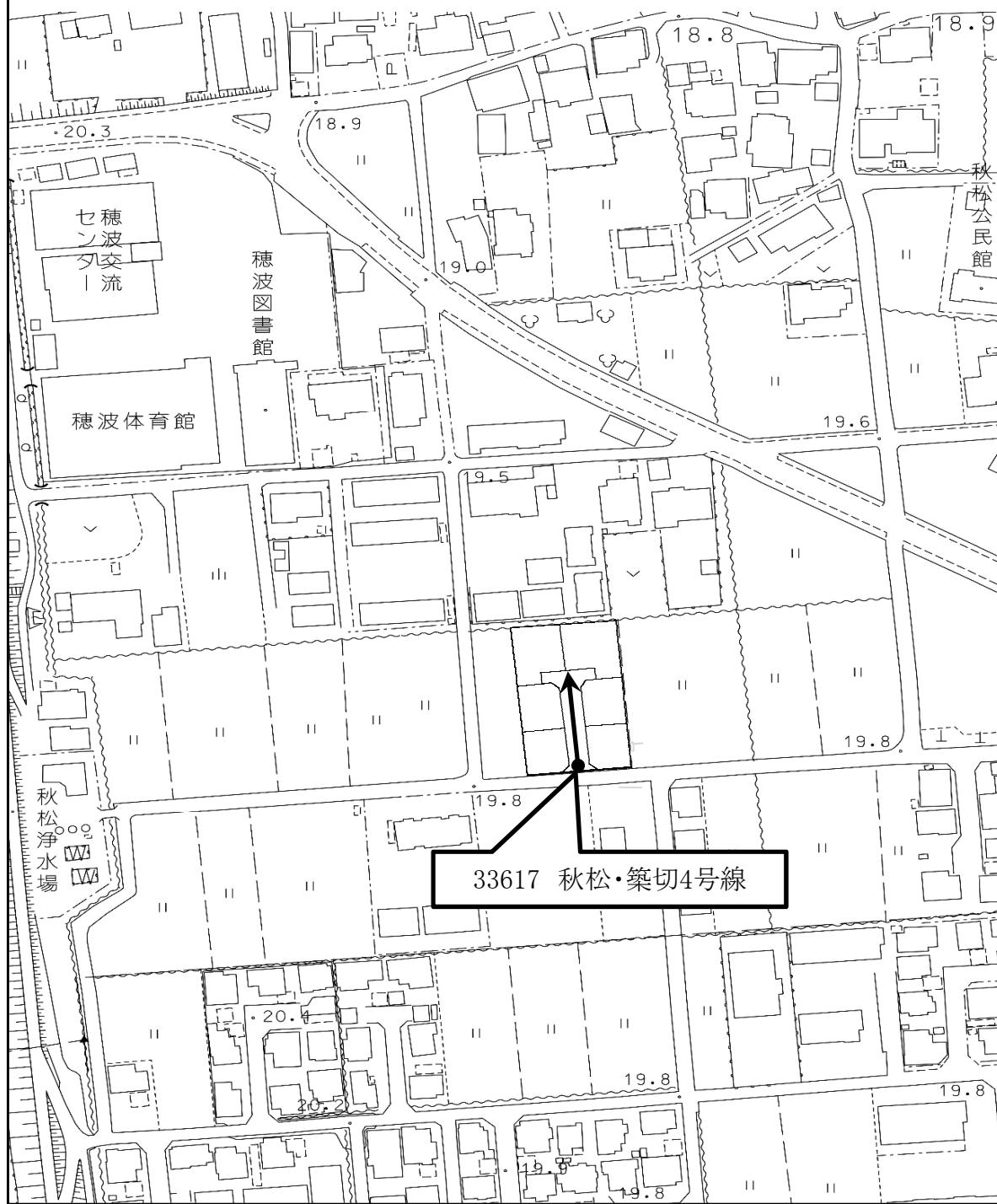
市道認定路線図

No. 2



市道認定路線図

No. 3



33617 秋松・築切4号線

専決処分の承認(令和7年度飯塚市一般会計補正予算(第8号))

地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第2号の規定により、令和7年度飯塚市一般会計補正予算(第8号)について議決を経なければならないが、特に緊急を要したため、同法第179条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものである。

令和8年2月20日提出

飯塚市長 武井政一

専決第2号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、特に緊急を要するため、次のとおり専決処分する。

令和8年1月28日専決

飯塚市長 武井政一

令和7年度飯塚市一般会計補正予算(第8号)

専決処分の報告(交通事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解)

令和8年2月3日に地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定に基づき、交通事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解について専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和8年2月20日提出

飯塚市長 武井政一

損害賠償の額 135,000円

1 事故発生の日時、場所

令和7年10月3日(金)午後5時25分頃
北九州市小倉北区浅野地内

2 事故の概要

企画政策室職員が、民営駐車場内の駐車スペースに進入するために、場内通路を横切ったところ、右方向から直進してきた相手方車両の右前方部が公用車右側後方に接触し、双方の車両が損傷したもの。

3 損害の状況

物的損害 相手方 車両全損
市側 車両右リアバンパー、右クォーターパネル 損傷

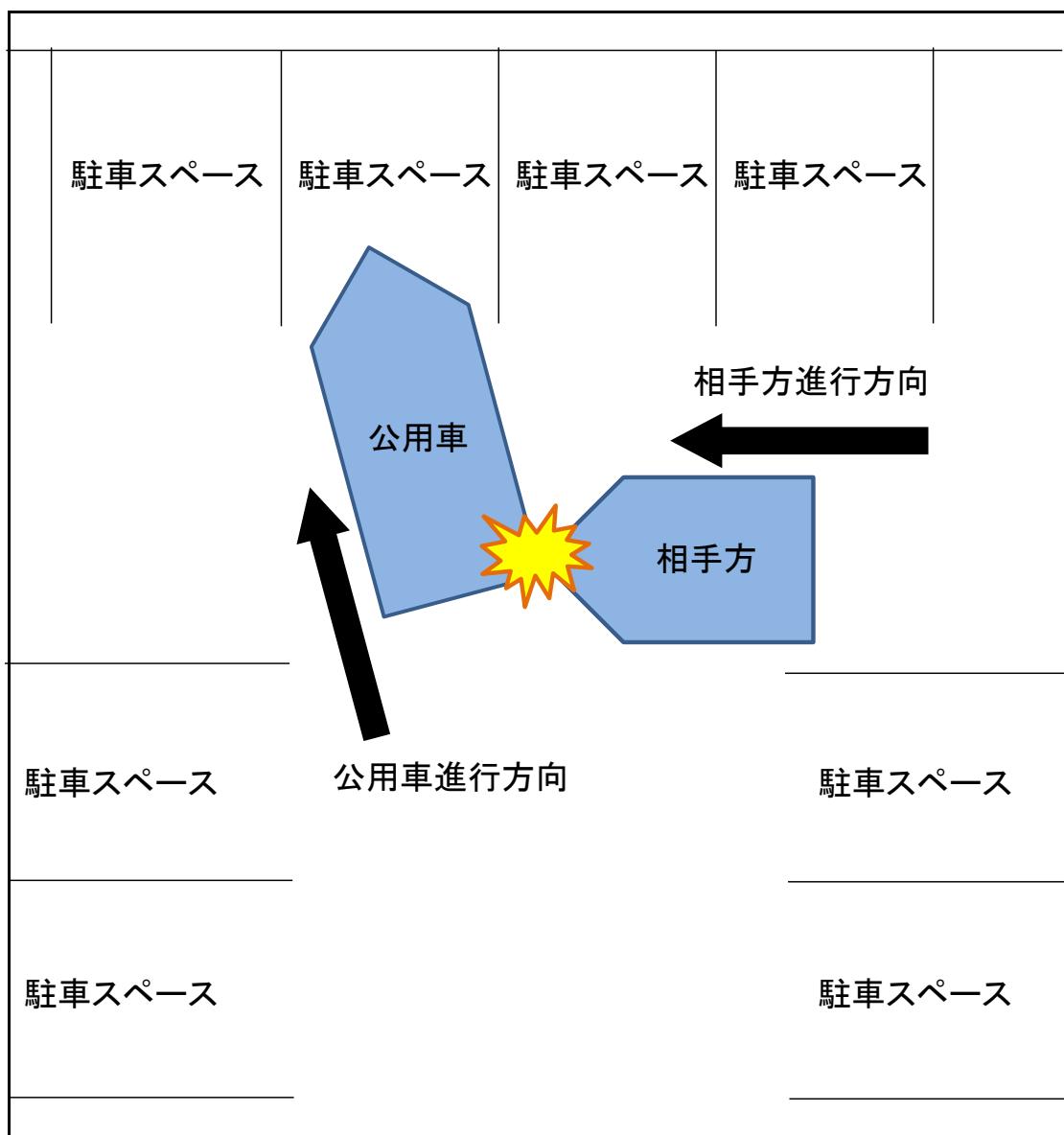
4 示談の内容

- (1) この事故に係る過失割合は、市30%、相手方70%とする。
- (2) 双方の過失割合に基づき、市は、相手方の損害賠償額として、135,000円を支払う。
- (3) 双方は、本件事故について今後いかなる事情が発生しても、裁判上又は裁判外において、一切の異議申立て又は請求をしない。

5 損害額及び賠償負担額(区分)

区分		損害額	負担区分	
			市 過失割合 30%	相手方 過失割合 70%
相手方	車両修繕料	450,000 円	135,000 円	315,000 円
市	車両修繕料	135,575 円	40,672 円	94,903 円

6 事故現場見取図



専決処分の報告(公用車による物損事故に係る損害賠償の額を定める
こと及びこれに伴う和解)

令和8年2月3日に地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定に基づき、
公用車による物損事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解について専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和8年2月20日提出

飯塚市長 武井政一

損害賠償の額 183,700円

1 事故発生の日時、場所

令和7年12月14日(日)午前11時45分頃
飯塚市川津地内

2 事故の概要

消防団員が訓練参加後、分隊詰所への帰路において、相手方建物の駐車場内で消防ポンプ自動車を方向転換した際、車両後部の装備が建物の外壁に衝突し、損傷を与えたもの。

3 損害の状況

物的損害 相手方 外壁の損傷
市側 なし

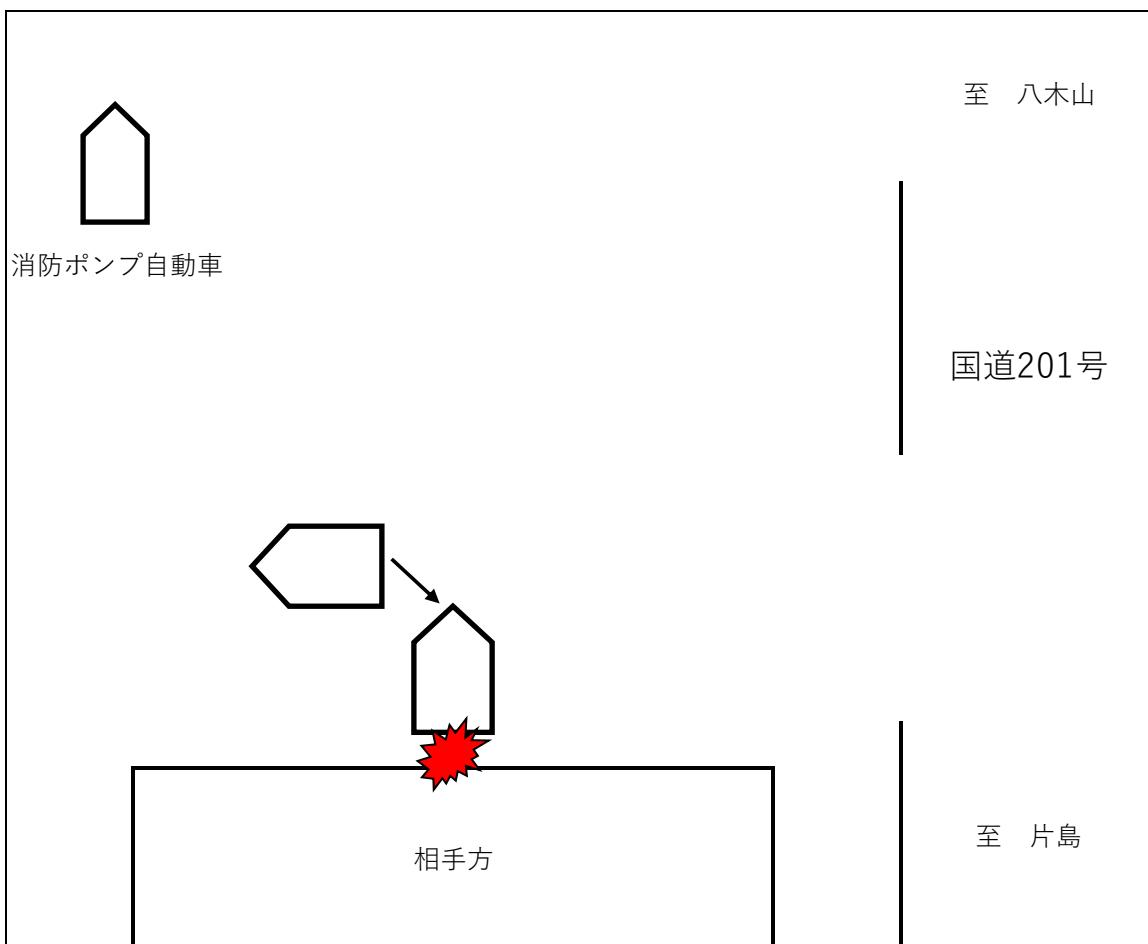
4 示談の内容

- (1) この事故に係る過失割合は、市100%、相手方0%とする。
- (2) 双方の過失割合に基づき、市は、損害賠償額として183,700円を相手方に支払う。
- (3) 双方は、本件事故について今後いかなる事情が発生しても、裁判上又は裁判外において、一切の異議申立て又は請求をしない。

5 損害額及び賠償負担額(区分)

区分	損害額	負担区分	
		市 過失割合 100%	相手方 過失割合 0%
相手方	修繕料 183,700 円	183,700 円	0 円

6 事故現場見取図



専決処分の報告(市管理用地上の自転車転倒事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解)

令和8年2月3日に地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定に基づき、市管理用地上の自転車転倒事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解について専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和8年2月20日提出

飯塚市長 武井政一

損害賠償の額 10,626円

1 事故発生の日時、場所

令和7年9月19日(金)午前8時00分頃
飯塚市潤野地内

2 事故の概要

相手方が自転車で潤野方面へ走行中、張り出していた雑草のツルに自転車のタイヤが引っ掛かり、ガードレールに衝突し、運転者は負傷し自転車が損傷したもの。

3 損害の状況

人身傷害 相手方 肘及び足負傷
物的損害 相手方 自転車タイヤ及びハンドル損傷

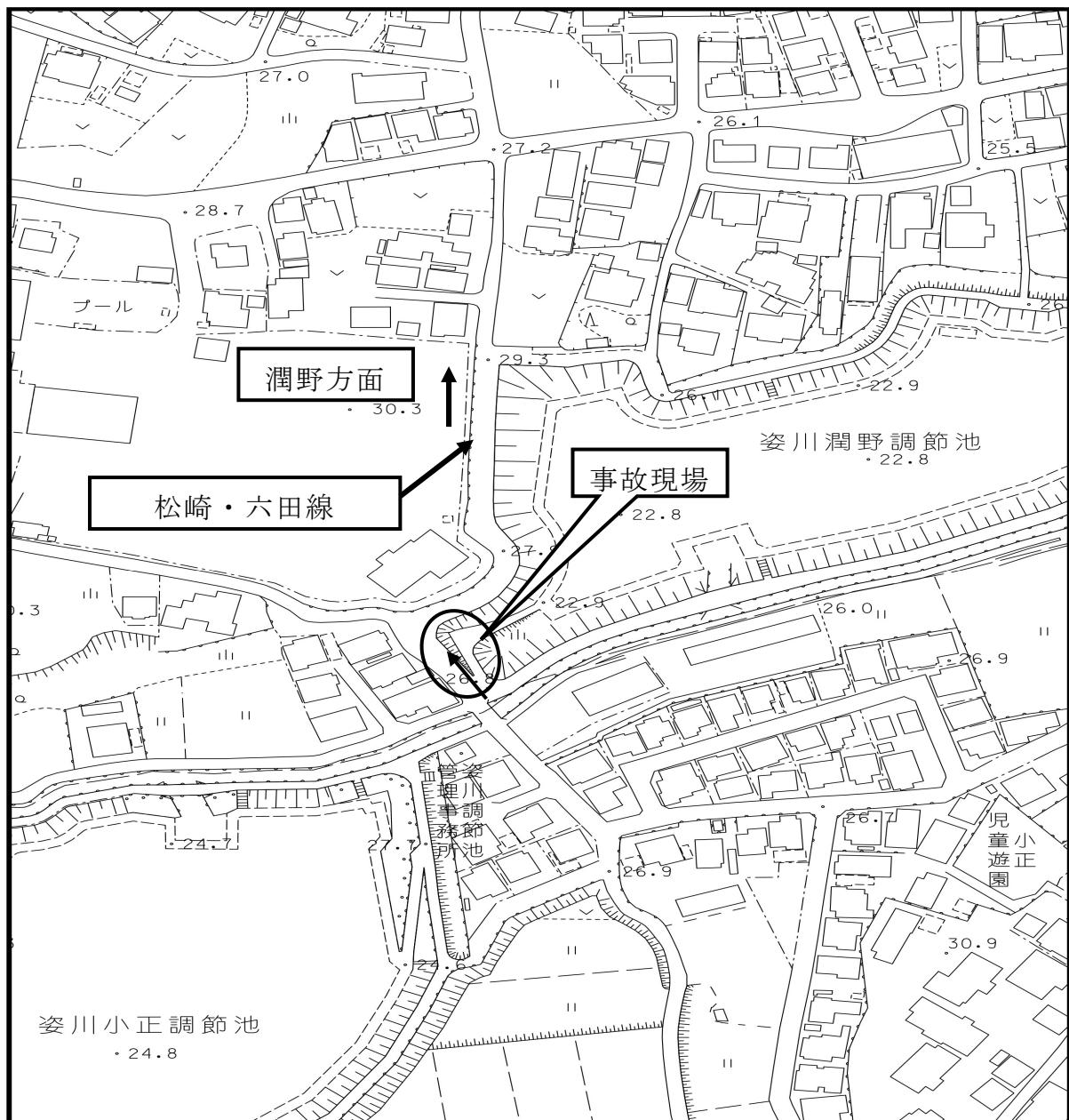
4 示談の内容

- (1) この事故に係る過失割合は、市20%、相手方80%とする。
- (2) 双方の過失割合に基づき、市は、損害賠償額として10,626円を相手方に支払う。
- (3) 双方は、本件事故について今後いかなる事情が発生しても、裁判上又は裁判外において、一切の異議申立て又は請求をしない。

5 損害額及び賠償負担額(区分)

区 分		損 害 額	負 担 区 分	
			市 過失割合 20%	相手方 過失割合 80%
相手方	・治療費 ・交通費 ・自転車購入費	53,130 円	10,626 円	42,504 円

6 事故現場見取図



専決処分の報告(交通事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解)

令和8年2月3日に地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定に基づき、交通事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解について専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和8年2月20日提出

飯塚市長 武井政一

損害賠償の額 114,098円

1 事故発生の日時、場所

令和7年10月16日(木)午前11時25分頃
飯塚市秋松地内

2 事故の概要

土木管理課職員が道路パトロール中、進行中の道路を交差点にて右折しようとしたところ、右折先より対向車を確認して離合できないと判断したため、右折を断念し、直進しようとしたところ、後方から直進してきた相手方車両と接触し、双方の車両を破損させたもの。

3 損害の状況

物的損害 相手方 右運転席ドア、後部ドア、リアフェンダー損傷
市側 前方左バンパー損傷

4 示談の内容

- (1) この事故に係る過失割合は、市90%、相手方10%とする。
- (2) 双方の過失割合に基づき、市の損害賠償額114,098円と相手方の損害賠償額5,280円を相殺し、市は相手方に対し、金108,818円を支払う。
- (3) 双方は、本件事故について今後いかなる事情が発生しても、裁判上又は裁判外において、一切の異議申立て又は請求をしない。

5 損害額及び賠償負担額(区分)

区分		損害額	負担区分	
			市 過失割合 90%	相手方 過失割合 10%
相手方	車両修繕料	126,775 円	114,098 円	12,677 円
市	車両修繕料	52,800 円	47,520 円	5,280 円

6 事故現場見取図

